

# 第2次海南市総合計画



－元気 ふれあい 安心のまち 海南－

# KAINAN CITY



## ～「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を目指して～

本市では、これまで、平成 19 年 3 月に策定した「第 1 次海南市総合計画」に基づき、道路などの社会基盤整備や防災・減災対策の強化、子育て支援をはじめとする各種の取組を進めて参りました。

海南医療センターの新築移転、津波避難場所の整備、市庁舎の移転、大型商業施設の誘致、子ども医療費助成の拡充、新たな子ども園の整備などに取り組み、安心・安全の実現、また、活力あるまち、魅力あるまちの実現に向け歩みを進めています。

一方で、これまでの取組を継承することに加え、本格的な人口減少社会への突入など本市を取り巻く環境の変化、さらには暮らしの質に対する市民意識の高まりなど、今日におけるまちづくりの新たな課題に対する柔軟かつ的確な対応が求められています。

このような状況を踏まえ、「第 2 次海南市総合計画」では、将来像を「元気 ふれあい 安心のまち 海南」とし、今後 4 年間で特に重点的に取り組むべき施策を「住みやすいまちづくりプロジェクト」として掲げ、より多くの方が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思うまちとなるよう、地域や市民、事業者など皆様の知恵を結集し、引き続き、果敢に挑戦していきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました海南市総合計画審議会委員の皆様、そして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市議会や市民の皆様に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。



平成 29 年 9 月

海南市長 神出政巳

## 目 次

序論 はじめに .....	1
第1章 策定の趣旨 .....	3
第2章 計画の位置付け .....	3
第3章 計画の構成 .....	3
第1部 基本構想 .....	5
第1章 策定の背景 .....	7
第2章 将来像 .....	10
第3章 まちづくりの目標 .....	11
第2部 基本計画 .....	15
第1章 基本計画の概要 .....	17
1 基本計画の目的 .....	17
2 基本計画の期間 .....	17
3 基本計画の構成 .....	17
第2章 重点プロジェクト .....	18
1 重点プロジェクトの目的 .....	18
2 具体的な取組 .....	19
第3章 基本施策 .....	20
政策目標1 快適なくらしを支える .....	23
基本施策1-1 道路・交通網の整備 .....	24
基本施策1-2 良質な住環境の整備 .....	26
基本施策1-3 河川・排水路の整備 .....	28
基本施策1-4 環境の保全 .....	29
基本施策1-5 水の安定供給 .....	31
政策目標2 まちの元気をつくりだす .....	33
基本施策2-1 農林水産業の振興 .....	34
基本施策2-2 商工業の振興 .....	36
基本施策2-3 観光の振興 .....	38
政策目標3 心豊かな人を育む .....	41
基本施策3-1 学校教育の充実 .....	42
基本施策3-2 生涯学習の充実 .....	44
基本施策3-3 文化の振興 .....	46
基本施策3-4 スポーツの振興 .....	48
基本施策3-5 人権尊重の推進 .....	49

政策目標 4 安心なくらしを守る .....	51
基本施策 4－1 社会福祉の充実 .....	52
基本施策 4－2 児童福祉の充実 .....	54
基本施策 4－3 高齢者福祉の充実 .....	56
基本施策 4－4 保健・医療の推進 .....	58
基本施策 4－5 医療保険・年金制度の健全な運営 .....	60
政策目標 5 まちの安全を確保する .....	61
基本施策 5－1 防災・減災対策の推進 .....	62
基本施策 5－2 消防・救急体制の充実 .....	64
基本施策 5－3 防犯・交通安全対策の推進 .....	66
政策目標 6 持続可能な行財政運営 .....	67
基本施策 6－1 開かれた市政の推進 .....	68
基本施策 6－2 協働のまちづくり .....	69
基本施策 6－3 効果的・効率的な行財政運営 .....	70
 資料編 .....	73
1 策定経過 .....	75
2 海南市総合計画審議会 .....	76
3 関係規定 .....	78
4 指標一覧 .....	82
5 用語解説 .....	90



## 序論　はじめに

---

序論は、計画策定の趣旨や位置付け、構成などを示すものです。





## 第1章 策定の趣旨

序  
論

は  
じ  
め  
に

旧海南市と旧下津町の新設合併によって新たに誕生した『海南市』では、平成18年度に「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を将来像とした『第1次海南市総合計画』を策定し、市民にとって暮らしやすく、魅力のあるまちづくりに努めてきました。

第1次海南市総合計画に基づく10年間の取組を終えた現在においても、地方行政を取り巻く状況は依然として厳しく、人口減少対策や防災・減災対策をはじめ、各施策分野における様々な課題に対し、なお一層的確な対応が求められています。

のことから、引き続き、長期的な視点から将来のまちのあるべき姿を見据えたまちづくりの方向性を明確にするため、『第2次海南市総合計画』を策定します。

## 第2章 計画の位置付け

本計画は、平成29年に定めた「海南市総合計画条例」に基づき策定する本市の最上位計画です。

## 第3章 計画の構成

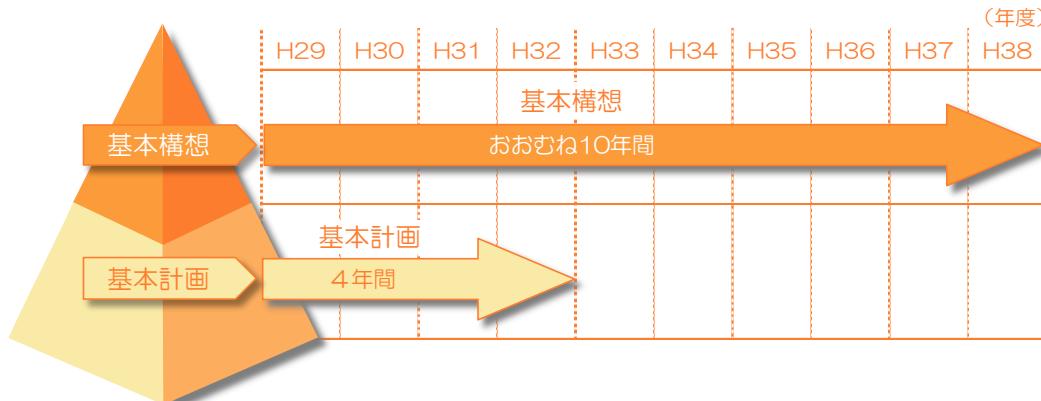
本計画の構成については、「基本構想」と「基本計画」の2層とします。

### (1) 基本構想

平成29年度からおおむね10年後の将来と本市の進むべき方向を明確にし、目指すべきまちの姿を示します。

### (2) 基本計画

基本構想の実現に向け、平成29年度から平成32年度までの4年間に実施する施策・事業や、その展開方針を体系的に定めます。また、特に重点的に行政資源を投入し、取組を進める施策・事業については、重点プロジェクトとして位置付けます。





# 第1部 基本構想

---

基本構想は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、平成29年度からおおむね10年後の将来と本市の進むべき方向を明確にし、目指すべきまちの姿を示すものです。





## 第1章 策定の背景

### （1）人口減少・少子高齢社会の進行

日本全体の総人口は、平成20年をピークに減少に転じ、加えて地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。また、出生数の減少傾向と平均寿命の延伸により、年少人口が減少する一方で、老人人口が増加し、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、後期高齢者の急増が見込まれます。

人口減少及び人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退をはじめ、社会保障における市民負担の増加など、まちづくり全般に大きな影響を与えることから、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題を解消する地方創生への動きが進んでいます。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進んでおり、地方創生に向けた取組の中で、「海南市人口ビジョン」（平成28年2月）を策定し、一定の人口減少を受入れつつも、将来にわたって質の高い行政サービスを維持できる人口規模として、2060年における本市人口を31,950人と展望しています。

進学や就職を契機として市外に転出する若者が多いことや、未婚化・晩婚化の進展による出生者数の減少等が、克服すべき課題となっていることから、人口ビジョンと併せて策定した「海南市総合戦略」（平成28年2月）に基づき、人口減少対策を進めていく必要があります。

### （2）地域経済・産業構造の変化

経済のグローバル化の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方で、外資系企業の国内進出が顕著となっています。また、国際的な経済連携や貿易の自由化が進む中で、第1次産業をはじめとする本市産業への影響や状況の変化に適切に対応していくことが求められています。

更に、政府による累次にわたる経済政策や、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控える中で、国内外における経済の活性化が期待される一方で、高齢化の進展等により各分野にわたって労働力不足が深刻化しています。

このような社会経済情勢の中において、本市の特産品や地場産業を生かした地域の活性化、そして、若者や女性をはじめとした雇用を確保するため、農林水産業や商工業の振興、産業間の連携、担い手の育成等を図り、魅力のある仕事の創出や新たな海南ブランドの確立、また、幹線道路網の整備など、地域経済を支えるインフラの整備が重要となっています。

また、観光振興による交流人口の増加や移住・定住の促進に取り組み、市全体の活力の維持・増進を図る必要があります。

### （3）安心・安全意識の高まり

平成23年の東日本大震災や紀伊半島大水害をはじめ、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震など、全国的に大規模地震や集中豪雨などの自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。また、近い将来には、南海トラフ地震が予測されるなど、より大きな災害の発生も懸念されています。

国では、平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靭化基本法」が施行され、危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

これらを踏まえ、被害を出さないための防災対策と災害発生時の被害を最小限にとどめる減災対策を、ハード・ソフトの両面から総合的に進めが必要となっています。

更に、悪質で多様化する犯罪など市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大し、安心・安全なまちづくりに対する関心がますます高まっています。

また、少子高齢化が進展する中、若い世代が安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられるまちづくりが求められており、そのためには、市民一人ひとりが心身共に健康であり続けるための支援や、ライフステージの様々な場面で市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供する体制の構築が必要です。

### （4）価値観やライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟、国際化の進展、情報通信技術の発達などに伴い、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、特に、個人の価値観においては、物質的な豊かさよりも、ゆとりや安らぎといった精神的な豊かさを重視する傾向が強まっている中で、一人ひとりの価値観に応じた働き方や学び方、暮らし方など多様な選択が可能となる環境が求められており、心身の健康づくりやワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、豊かな人間性を育む教育・文化的振興などに取り組む必要があります。

更に、携帯端末やインターネットの普及などをはじめとする情報通信技術の発達は、人々の生活の利便性や作業効率の向上、情報発信力の強化につながり、その役割は大きくなっていますが、一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保といった新たな課題への対策が重要となっています。



## (5) 地域のつながりの再認識

人口の流動化や核家族化などを背景として、地域のつながりが希薄化しており、コミュニケーション機能の低下が懸念されています。一方で、東日本大震災をきっかけに、人と人との助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。地域の課題について、身近なことは地域で解決し、それでも困難な場合は行政が対応する「自助・共助・公助」の考え方によるまちづくりが重要であり、行政の状況を広く広報・周知し、行政が実施する取組の様々な場面において、市民参画や協働に向けた意識啓発を進めるとともに、地域が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、地域のつながりを深めていくことが重要となっています。

まちの活力を維持・向上させていくためには、人づくりが重要となります。次世代を担う人材として、豊かな心とたくましく生きる力を持った子ども達を育むため、学校教育の充実を図るとともに、家庭や地域における教育にも力を入れていく必要があります。

また、本市の歴史や伝統文化を大切にし、ふるさとや地域への愛着と誇りを高める取組を推進することで、互いに思いやり、人権を尊重し合う社会を構築する必要があります。

## (6) 地方分権の進展と広域連携の推進

平成12年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、権限移譲などが進み、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることができます。

しかし、地方を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化、国の制度改革等の影響により、市税収入は減少傾向にある一方で、社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後も同様に厳しい財政状況が続くと予測される中で、行政能力の向上や、効果的・効率的な行政運営を推進するなど、より一層の行財政改革に取り組んでいく必要があります。

時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的な行政運営を行うとともに、高度情報技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図る必要があります。

また、市民サービスを安定的・継続的に提供していくためには、財源の確保や公共施設等の計画的な維持管理・更新などに取り組み、持続可能な安定した財政基盤を確立していく必要があります。

更に、本市単独では対応できない行政課題の解決のためには、県や近隣市町、関係機関との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域連携を推進する必要があります。

## 元気 ふれあい 安心のまち 海南

市民が、いきいきとした暮らしを実現できるよう、人口減少や地域経済の低迷、厳しい財政状況など本市を取り巻く様々な課題に対応しながら、まちづくりを進める必要があります。

市民一人ひとりが、この地で暮らすことに自信と誇りを持ち、幸せを感じながら未来へと歩みを進めつつ、市民と手を携え、本市の個性やまちの魅力を最大限に生かし、課題解決に取り組むことで、元気なまち、安心な暮らし、そして、人々がふれあい、笑顔があふれる地域社会の実現を目指します。





## 第3章 まちづくりの目標

### 政策目標1 快適なくらしを支える

市民が快適に日常生活を送ることができるように、豊かな自然を守りつつ、暮らしを支える社会基盤の適正な整備・充実を目指します。

水道事業や廃棄物処理など、市民生活を下支えするサービスの維持・充実に取り組む一方で、公園や居住環境の整備など、暮らしの質的向上につながる取組を並行して進め、一人ひとりの快適な暮らしの実現を目指します。

特に、人口減少が続くと見込まれる中で、商業、医療、福祉などの都市機能がコンパクトに集まる利便性の高い拠点を維持するとともに、道路ネットワークや公園緑地等の都市基盤についても、まちづくりとの連携を図りながら効果的な整備を進めることにより、特に、将来を支える若者世代を魅了する快適な地域づくりを目指します。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
身近な道路が整備されていると感じている市民の割合	61.1%	70.0%
快適な居住環境が整っていると感じている市民の割合	31.8%	37.0%

### 政策目標2 まちの元気をつくりだす

グローバル化など、経済活動の広域化が進む中で、特に若者が働き、この地に定住し、希望を持って暮らすことができるよう、各産業の振興、移住・交流促進に取り組み、元気がみなぎる地域社会を実現します。

地場産業や農林水産業は、世界的な競争にさらされるなど、厳しい環境が続くことが予測されているものの、地域経済の発展だけでなく、雇用確保の観点からも、重要な役割を担っていることから、起業を目指す人への創業支援や、農林漁業の6次産業化、農商工連携の強化、製品のブランド化・高付加価値化など、競争力強化に取り組みます。

また、地域資源のPRに加え、潜在的な資源の掘起しやブラッシュアップ、また、観光客や移住者の受入れ体制の整備等に取り組み、多様な人々が交流し、にぎわうまちを実現します。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市内の農林水産業が活性化していると感じている市民の割合	37.6%	40.0%
市内の商工業が活性化していると感じている市民の割合	13.2%	20.0%

### 政策目標3 心豊かな人を育む

大都市圏への人口流出が進み、ふるさとへの関心が希薄になる中、全ての市民が、生涯にわたって、自己実現に取り組める環境を整えることで、市民一人ひとりが、互いに認め合い、支え合い、ふるさとに誇りと愛着を持って暮らすまちを目指します。

幼児期や学校における教育は、人格の完成を目指し、人としての基礎を身に付けるための重要な役割を担うことから、学校・家庭・地域が互いに連携しながら、次世代を担う子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を育みます。

また、先人達が築き上げた歴史・文化を次世代に引き継ぐとともに、全ての市民が生涯にわたり、生きがいを持って、スポーツや学習活動に取り組めるまちを目指します。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
小中学校の教育に対する保護者の満足度	84.5%	87.0%
生涯学習活動に取り組む市民の割合	59.1%	70.0%

### 政策目標4 安心なくらしを守る

子どもから高齢者まで、あらゆるライフステージにおいて、全ての市民が地域社会の一員として、住み慣れた地域の中で、いつまでも、健康で自分らしく、いきいきとした生活を安心して送ることができるよう、互いにいたわり、支え合う、温かい地域社会の実現を目指します。

支援を必要とする人達を地域全体で支えていく体制を確立していくとともに、保健・医療・福祉面における公的サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境、あるいは、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らせる社会を構築します。

更に、市民一人ひとりが健康的な生活を送れるよう、健康意識の高揚を図りつつ、疾病を予防し、健康の保持増進に取り組める環境づくりを進めます。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
子育てしやすいまちだと感じている保護者の割合	86.6%	88.0%
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	70.9%	85.0%



## 政策目標5 まちの安全を確保する

安全は、いきいきとした暮らしを保障する重要な要素となることから、あらゆる危機・危険から、市民の安全を守るための取組を進めます。

地震・津波や風水害などの自然災害の発生に対して、被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本方針として、ハード整備による災害に強いまちづくりを目指すとともに、活動体制や地域防災力の強化などのソフト対策を進め、市民の命と暮らしを守ります。

また、大規模な自然災害だけでなく、火災や交通事故、犯罪など、日常生活に潜む身近な危険に対しても、啓発等により発生を未然に防ぐとともに、関係機関との連携による相談体制の充実等により、市民が安心して生活を送ることのできるまちを目指します。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
防災・減災対策に対する市民の満足度	41.3%	45.3%
火災・救急搬送・救助の体制に対する市民の満足度	53.7%	60.0%

## 政策目標6 持続可能な行財政運営

地域の自主性・自立性を重視する、地方分権改革の進展により、地方自治体においては、自らの判断と責任による地域の実情に沿った行政展開が期待されています。

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、計画的な人材育成を行うとともに、市民との情報共有による透明性の確保、あるいは協働の推進など、市民と共に歩むまちづくりを進め、市民に信頼される行政運営を目指します。

また、無理・無駄のない組織づくりや、ＩＣＴの活用による事務の効率化・省力化、あるいは広域連携によるスケールメリットの追求など、本市が置かれた状況を的確に把握し、最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営を実現します。

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市からの情報提供に満足している市民の割合	52.4%	60.0%
効率的な行政が行われていると感じている市民の割合	35.8%	50.0%



## 第2部 基本計画

---

基本計画は、基本構想で定めた将来像を実現するための施策の方向性を示したものです。





## 第1章 基本計画の概要

### 1 基本計画の目的

「基本計画」は、第1部で示した「基本構想」に掲げる将来像「元気 ふれあい 安心のまち 海南」や政策目標を具現化するため、現状や課題、施策の方向性を明らかにし、計画期間中に実施する施策・事業やその展開方針を総合的・体系的に定めるものです。

### 2 基本計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

### 3 基本計画の構成

#### (1) 重点プロジェクト

基本構想に掲げる将来像を実現する上で、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要事業を重点プロジェクトとして位置付けます。

重点プロジェクトとして位置付けた事業に対して、優先的かつ重点的に行政資源を投入するとともに、施策分野を超えた横断的な取組を展開します。

#### (2) 基本施策

基本構想に基づく政策目標を具現化するため、本市が実施すべき施策展開の方向性を政策分野別に示すものです。基本施策に記載する内容は、下記のとおりです。

##### ①現状と課題

施策に係る社会状況やまちづくりの動向、これまでの市の取組等を整理し、施策を推進するまでの課題について記載します。

##### ②施策の方針

現状と課題を踏まえ、どのようなまちづくりを進めていくのかなど、課題解決に向けて取り組むべき施策の方向性について記載します。

##### ③主な事業

施策の方針に基づき本市が進める取組のうち、計画期間内に実施する主な事業を記載します。

##### ④指標

より効果的・効率的に総合計画を推進することを目的に、行政活動の成果を測る指標とその目標値を設定し、事業による効果や進捗状況がどのような状態であるかを把握します。

##### ⑤関連する個別計画

基本施策に関連する本市の個別計画や指針等を記載します。

重点プロジェクト

## 住みやすいまちづくりプロジェクト

### 1 重点プロジェクトの目的

全国的な課題として人口減少が進んでおり、本市においても、少子高齢化や未婚化・晩婚化の進展、あるいは若者世代を中心とする転出超過の慢性化などにより、長期にわたって人口減少が続いている状況で、2060年の本市人口を、現在より約20,000人少ない31,950人と展望しています。

一方で、近年、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、物質的、量的な豊かさだけでなく、暮らしの質的向上が要求される時代へと変化しており、まちづくりにおいても、人口規模といった量的な豊かさだけを追求するのではなく、本市に暮らす人々が日々の暮らしの中で幸せを実感できるよう、新たな視点からの施策展開が求められています。

このような状況を踏まえ、本計画期間においては、一定の人口規模の縮小を受入れながらも、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちとなるよう、市民の安心、安全、そして元気な暮らしを実現するための施策について、優先的かつ重点的に行政資源を投入します。



## 2 具体的な取組

### (1) 安心・安全のまちづくり

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対応するため、防災・減災対策を推進し、ハード整備による災害に強いまちづくりや地域防災力の向上に取り組みます。

また、みらい子ども園の建設をはじめとする子育て支援の充実に向けた取組を進めるとともに、互いにいたわり、支え合う、温かい地域づくりに取り組み、誰もが健やかに生活することができる住みよいまちを目指します。

- ◆ 和歌山下津港海岸（海南地区）直轄海岸施設整備事業
- ◆（仮称）中央防災公園整備事業（海南省中央公園の拠点化）
- ◆ 業務継続計画策定事業
- ◆ 岡田地区浸水対策事業、日方地区浸水対策事業
- ◆ 防災行政無線デジタル化事業
- ◆ 新庁舎整備事業
- ◆ 空家対策事業（リフォーム工事補助、老朽危険空家除却工事補助）
- ◆ 学童保育事業
- ◆ みらい子ども園整備事業
- ◆ 中学校給食導入事業

### (2) 元気・ふれあいのまちづくり

豊かな自然を守りつつ、社会基盤の適正な整備によるコンパクトで利便性の高い都市空間づくりを推進します。

また、地場産業や農林水産業の振興を図りつつ、地域経済の新たな担い手として、新規創業を促進するとともに、本市での就労支援に取り組みます。

海南省中央公園の拠点化や、現市庁舎跡地への（仮称）市民交流施設の整備など、新たなシンボル創りに取り組むことで、将来を支える若者世代を魅了するまちづくりを進め、地域社会の温かいふれあいの中で快適な日常生活を送ることができるまちを目指します。

- ◆（仮称）市民交流施設整備事業
- ◆（仮称）中央防災公園整備事業（海南省中央公園の拠点化）
- ◆ 道の駅整備事業
- ◆ 創業促進事業
- ◆ ハローワークとの連携
- ◆ 店舗リフォーム工事補助事業
- ◆ 立地適正化計画策定事業
- ◆ 道路新設改良事業
- ◆ 企業立地促進事業

## 基本構想

将来像

## 元気 ふれあい 安心のまち 海南



政策目標1

快適な暮らしを支える



政策目標2

まちの元気をつくりだす



政策目標3

心豊かな人を育む



政策目標4

安心な暮らしを守る



政策目標5

まちの安全を確保する



政策目標6

持続可能な行財政運営





## 基 本 計 画

### 重点プロジェクト 住みやすいまちづくりプロジェクト

安心・安全のまちづくり 元気・ふれあいのまちづくり

優先的かつ重点的に行政資源を投入する事業を抽出

基本施策1-1 道路・交通網の整備

基本施策1-4 環境の保全

基本施策1-2 良質な住環境の整備

基本施策1-5 水の安定供給

基本施策1-3 河川・排水路の整備

基本施策2-1 農林水産業の振興

基本施策2-3 観光の振興

基本施策2-2 商工業の振興

基本施策3-1 学校教育の充実

基本施策3-4 スポーツの振興

基本施策3-2 生涯学習の充実

基本施策3-5 人権尊重の推進

基本施策3-3 文化の振興

基本施策4-1 社会福祉の充実

基本施策4-4 保健・医療の推進

基本施策4-2 児童福祉の充実

基本施策4-5 医療保険・年金制度の健全な運営

基本施策4-3 高齢者福祉の充実

基本施策5-1 防災・減災対策の推進

基本施策5-3 防犯・交通安全対策の推進

基本施策5-2 消防・救急体制の充実

基本施策6-1 開かれた市政の推進

基本施策6-3 効果的・効率的な行財政運営

基本施策6-2 協働のまちづくり





## 快適な暮らしを支える

基本施策 1-1 道路・交通網の整備

基本施策 1-2 良質な住環境の整備

基本施策 1-3 河川・排水路の整備

基本施策 1-4 環境の保全

基本施策 1-5 水の安定供給

### ■ 現状と課題

- 日頃の交通手段としての車利用が広く定着し、鉄道やバスの利用が減少傾向にある中で、身近な交通手段である公共交通のネットワークを維持し、利用者増加に向けた取組が求められています。
- 通院や買物など、日常生活の移動が難しい交通弱者の交通手段を確保するため、公共交通のネットワークの維持・確保が必要です。
- 主要幹線道路の整備として、国道 42 号では、有田海南道路の整備及び冷水拡幅が、早期完成に向け進められています。また、より円滑な通行を確保するため、新たな整備区間として、県道岩出海南線黒江坂区間の整備が求められています。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、未だ幅員の狭い道路や改良整備が必要な道路が多いため、より安全、快適に移動できるよう、計画的な整備が必要です。
- 都市計画道路事業は、現在実施中の路線の早期整備を促進するとともに、今後は、交通需要や利便性向上の視点だけでなく、まちづくりと一体となって事業を推進していく必要があります。
- 安全な道路交通を確保するため、老朽化した橋梁の長寿命化など、適切な維持管理が必要です。

### ■ 施策の方針

- 市民の身近な交通手段である公共交通ネットワークの維持・確保のため、交通事業者等と連携し、利用促進を図ります。
- 早期完成が望まれる市内の国道や拡幅・改修等が求められている県道等、幹線道路の整備促進に努めます。
- 市道及び認定外道路等の計画的かつ適切な整備・改修に取り組み、市民の安全で快適な通行を確保します。
- 現在進められている築地木津線（国道 370 号阪井バイパス）や日方大野中線の整備を促進するとともに、暮らしやすさの向上や商業・地域経済の発展につながるよう、まちづくりと歩調を合わせた都市計画道路の整備に向けた検討を進めます。
- 橋梁の耐震化を進めるとともに、既存道路の老朽化に伴う補修や橋梁の長寿命化を計画的に進め、適正な維持管理に取り組みます。



### 主な事業

- ◆ 地域公共交通協議会事業
- ◆ 認定外道路修繕事業
- ◆ 道路新設改良事業
- ◆ 橋梁維持事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
コミュニティバス利用者数（年間）	23,419 人	32,000 人
市道改良率	39.5%	40.0%

### 関連する個別計画

- ◆ 都市計画マスタープラン
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画



### ■ 現状と課題

- 本格的な高齢化社会を迎える中で、福祉・医療、商業施設等がまとまって立地する利便性に優れた地域づくりを進め、市民の日常生活を支えるとともに、自然と利便性の両方を兼ね備えた、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める必要があります。
- 市民の憩いの場となる公園・緑地の維持管理については、市民の自主的・主体的な参加を求め、地域の実情にあった管理運営を推進する必要があります。
- 海南駅東側は、良好な住宅地として居住環境の整備を図るため、引き続き、土地区画整理事業を推進していく必要があります。また、事業の進捗を図るため、事業地内にある野上電鉄駅舎跡地について、民間活力の活用も含め、将来の有効な活用方法の検討が必要です。
- 老朽化対策や耐震化が必要な市営住宅があることから、計画的な整備・改修が必要です。
- 地籍調査事業は、早期完了を目指し、効率化を図りながら、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

### ■ 施策の方針

- 活力や人の流れが集まる、魅力的でコンパクトな地域づくりと併せ、「暮らしやすさ」や「子育てしやすさ」を積極的にアピールできる住環境づくりや取組を進め、民間活力や若者世代の誘引につなげていきます。
- 中央公園（わんぱく公園）を拡充し、魅力やにぎわいづくりとともに、災害時の防災拠点として最大限のポテンシャルを発揮する都市公園として、拠点化整備を進めます。
- 空家対策事業は、移住・定住を視野に入れ、特に、若者世代を魅了するような事業展開に努めます。また、危険性の高い放置空家に対しては、行政措置も踏まえた対応を検討します。
- 公園・緑地の適正な配置と地域のニーズにあった整備を計画的に進めるとともに、引き続き、市民の自主的・主体的な参加を求め、地域の実情に合った管理運営を推進します。
- 土地区画整理事業により、都市計画道路や区画道路、公園の新設、排水路の整備、宅地の整形など、一体的な整備を行い、良好な住宅地としての基盤整備を図ります。
- 計画的に市営住宅の整備・改修を行い、安心・安全な住宅の提供に努めるとともに、社会需要や地域の住宅実情などを勘案し、市営住宅の適切なストックマネジメントを推進します。
- 民間委託の積極的な活用を図り、迅速かつ正確な土地境界の測量並びに地籍の明確化に取り組みます。



### 主な事業

- ◆ 立地適正化計画策定事業
- ◆ 住宅リフォーム工事補助事業
- ◆ 老朽危険空家除却工事補助事業
- ◆ 公園施設長寿命化事業
- ◆ 市営住宅等整備事業
- ◆ (仮称) 中央防災公園整備事業
- ◆ 空家リフォーム工事補助事業
- ◆ 空き家バンク事業
- ◆ 海南駅東土地区画整理事業
- ◆ 地籍調査事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
空家の利用促進に係るPR活動実施回数（年間）	一	5回
海南駅東土地区画整理事業進捗率	36.9%	49.8%
地籍調査進捗率	78.9%	95.8%

### 関連する個別計画

- ◆ 都市計画マスタープラン
- ◆ 総合戦略
- ◆ 市営住宅長寿命化計画

## 政策目標 1

快適なくらしを支える

### 基本施策 1－3

## 河川・排水路の整備

関係課：建設課、都市整備課

### 現状と課題

- 河川や排水路の整備・改修、排水ポンプ場の新設など、計画的な治水対策を進めてきましたが、依然として浸水被害が発生していることから、引き続き河川や排水施設等の整備に努め、浸水被害の低減を図る必要があります。
- 浸水対策が進んでいない低地帯において、効果的な浸水対策事業を進める必要があります。

### 施策の方針

- 貴志川、日方川、亀の川、大坪川、加茂川など県が管理する河川の改修について、引き続き、早期の完成を促進します。
- 集中豪雨等による浸水被害の低減を図るため、排水路やポンプ施設等の整備に向けた取組を進めます。

### 主な事業

- ◆ 河川・排水路整備事業
- ◆ 排水ポンプ新設・更新事業
- ◆ 岡田地区浸水対策事業
- ◆ 日方地区浸水対策事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
排水ポンプの新設・更新基数（計画期間内累計）	—	5 基



政策目標 1

快適なくらしを支える

基本施策 1－4

環境の保全

関係課：環境課

## 現状と課題

- 分別収集やリサイクルの促進により、ごみ発生量の削減に取り組んできましたが、引き続き、循環型社会の構築に向けた取組が必要です。
- 市民の環境問題に対する認識は年々高くなっていますが、市民・事業者・行政といった各主体の意識・知識の向上に努め、実践へとつなげていく必要があります。
- 本市の水環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置に対し補助を行うことで、設置費用の負担軽減を図ってきましたが、今なお、合併処理浄化槽を設置していない住宅が大半を占めています。

## 施策の方針

- 環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政の協働体制を構築し、総合的かつ計画的に環境問題の解決に取り組みます。
- 大気汚染などの環境汚染を未然に防止するため、常時監視体制の維持確保に努めます。
- ごみ処理体制を充実させるため、海南市、紀の川市、紀美野町の2市1町によるごみ処理施設の適切な運営に努めます。
- 市民や市民団体等が自主的に実施するごみの減量化・再資源化活動への支援、分別収集の徹底、周知・啓発に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた施設整備を行います。
- 市民や事業者、空き地の所有者等への意識啓発、監視体制の強化、看板設置などにより、不法投棄の防止を推進し、ごみを発生させないまちづくりに取り組みます。
- 水環境保全の取組として、引き続き、合併処理浄化槽の整備促進に努めます。
- 市民や企業に対する啓発や環境教育、環境学習の実施、新エネルギーの導入など省エネルギー対策に向けた普及・啓発に取り組みます。
- 市民の環境保全・美化活動を推進するための啓発活動や、活動への支援を行います。
- し尿処理や斎場等の公衆衛生施設については、関係市町と連携し、引き続き、適正な管理運営に努めます。

### 主な事業

- ◆ ストックヤード整備事業
- ◆ 不法投棄ごみ撤収事業
- ◆ 凈化槽整備等事業
- ◆ 地域美化活動推進事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
汚水処理率	34.0%	42.4%
市民一人1日当たりのごみ排出量	1,022g	980g
再資源化されているごみの割合	14.5%	20.0%

### 関連する個別計画

- ◆ 環境基本計画
- ◆ 地球温暖化対策・環境配慮指針
- ◆ 海南・紀の川・紀美野地域循環型社会形成推進地域計画





政策目標 1

快適なくらしを支える

基本施策 1－5

## 水の安定供給

関係課：業務課、工務課、施設維持課

### 現状と課題

- 水は生活に欠かせない資源であり、引き続き、安全で良質な水道水を安定的に供給していかなければなりません。
- 送配水管などの老朽化は、有収率の低下や漏水事故の原因につながるため、老朽化した導水管や送配水管の入替え、また、各施設の整備・更新を計画的に行う必要があります。
- 平常時だけでなく災害時においても対応し得るライフラインとしての機能強化を図る必要があります。
- 水道水の安定供給を、将来にわたって継続していくためには、水道事業会計の健全な運営が前提となります。

### 施策の方針

- 安定的な給水体制を確立するため、基幹管路及び浄水施設等の迅速かつ適切な更新・耐震化を進めるとともに、老朽化や使用状況等の実態に応じ、統廃合を含め計画的な整備・更新を行います。
- 災害時等においても安定的な給水が可能となるよう、対策を講じます。
- 将来的に必要となる施設整備等を視野に入れながら、水道料金の見直しの検討など水道事業会計の健全な運営に努めます。

### 主な事業

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 導水管更新事業       | ◆ 出島水源地導水施設更新事業 |
| ◆ 海南・下津水道施設整備事業 | ◆ 海南下津相互連絡管布設事業 |
| ◆ 水道施設再構築計画策定事業 |                 |

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
水道施設改修箇所数（計画期間内累計）	—	18 箇所
有収率	77.4%	78.0%

### 関連する個別計画

- ◆ 水道事業総合計画





まちの元気をつくりだす

基本施策 2-1 農林水産業の振興

基本施策 2-2 商工業の振興

基本施策 2-3 観光の振興

### ■ 現状と課題

- 農林水産業に共通して、後継者不足が課題となっています。
- 耕作放棄地の増加や鳥獣害の多様化が農業生産活動の維持に大きな影響を与えています。
- 消費者ニーズの変化による消費の落込みや、安価な輸入農産物の増加による農産物価格の低下、生産資材価格の高騰や異常気象等により、農産物の高品質栽培や安定生産が困難な状況となっています。
- 農業を持続的に発展させるためには、安価な輸入農作物に負けない高品質・高付加価値の農作物のブランド化を推進するとともに、販路開拓などの戦略的な取組が必要です。
- 農業生産基盤の整備や漁港施設の適正な維持を行い、効率的な経営を図る必要があります。
- 水産資源や漁業者の減少等により、漁獲量は減少しています。

### ■ 施策の方針

- 認定農業者などの担い手育成や、新規就農者の確保を推進します。
- U J I ターン者、定年退職者、地域おこし協力隊など、新たな人材の確保・育成に取り組みます。
- 農作物への被害を軽減し、農業所得の安定化を目的として、猶期・猶期外を問わず、年間をつうじて有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、防護柵等の設置を支援します。
- 市、農家、農協等が連携し、農作物のブランド化を推進します。
- 全国各地の卸売市場や販売店での販促活動を推進します。
- A・G A・R A マルシェなどにより市内農産物のPRを行い、市の農産物に対する消費者の愛着心や安心感を育むことで地産地消を推進します。
- 農水産物の販売に加え、観光・防災・文化など、地域の個性や魅力を発信する「道の駅」を整備することで、活力ある地域づくりを推進します。
- ため池や農道、用排水路などの農業用施設の整備やほ場整備など、生産基盤の整備を推進します。
- 稚魚の放流や漁場の休場による資源回復と、海底清掃や漁礁・藻場の整備を行い、獲る漁業から育てる漁業への移行を進め、水産資源の確保に努めるとともに、新たな販路開拓や高付加価値化を推進することで、漁業の振興を支援します。
- 安全で効率的な漁業活動が行えるよう、計画的に漁港施設の老朽化対策を講じます。



### 主な事業

- ◆ 新規就農者支援事業
- ◆ 有害鳥獣対策事業
- ◆ 高品質果樹生産拡大対策事業
- ◆ 中山間地域等直接支払交付金事業
- ◆ 県営ほ場整備事業
- ◆ 道の駅整備事業
- ◆ 準農家制度事業
- ◆ 地域ブランド推進事業
- ◆ A・G A・R A マルシェ開催事業
- ◆ 多面的機能支払事業
- ◆ 漁港保全事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市の支援策による新規就農者数（計画期間内累計）	—	24人
優良農地の確保面積	2,087.1ha	2,176.7ha

### 関連する個別計画

- ◆ 農業振興地域整備計画
- ◆ 森林整備計画
- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- ◆ 総合戦略



### ■ 現状と課題

- 本市の経済と雇用を支えてきた既存の中小企業に対し、設備投資や新商品開発、見本市出展に対する支援等を行っていますが、依然として地域経済は厳しい状態が続いており、事業所数や市内就業者数の減少となって現れています。
- 既存企業の支援を行う一方で、地域経済の新たな担い手として新規創業を促進する必要があります。
- 本市は、日用家庭用品や漆器等全国に誇る地場産業を有しています。この地場産業を次世代に継承し発展させていくための取組が必要です。
- 消費の低迷や人口減少等の影響を受け、市内の商店街では空き店舗が多く見受けられます。商店街の機能を維持するため、にぎわいの創出や共同施設の維持を図る取組が必要です。

### ■ 施策の方針

- 商工会議所や商工会、また、紀州漆器協同組合や特産家庭用品協同組合等の産業団体と連携を密にし、地域経済を支える中小企業等へ必要な支援を行います。
- 中小企業者の生産性向上と経営基盤の安定化を図るため、設備投資や新商品開発、店舗のリフォーム等に対する支援を行います。
- 市内での創業を促進するため、起業に関するセミナーの実施や、新規創業に係る経費等の支援を行います。
- 若年者の地元就職・定住を促進するため、市内出身の就職活動者をターゲットとした地元企業の就職情報等の発信や、小中学生に対する地元産業への理解を深める場の提供を行います。
- 本市における産業の振興及び雇用を促進するため、企業の立地と事業規模の拡大を行うために必要な施設を設置する事業者に対して支援を行います。
- 商店街の活性化を図り、魅力のある商店街とするため、空き店舗情報を把握し、情報提供を行うとともに、にぎわいの創出を目的としたイベントや取組を実施する商店街組合等に対する支援を行います。
- 中心市街地におけるまちづくりの一翼を担ってきた株式会社まちづくり海南について、今後の会社のあり方について検討します。



### 主な事業

- ◆ 家庭用品産業振興事業
- ◆ 地場産品販路拡大事業
- ◆ ものづくり創造支援事業
- ◆ 創業促進事業
- ◆ 新卒就職マッチング事業
- ◆ ハローワークとの連携
- ◆ 伝統工芸事業
- ◆ 中小企業設備投資促進事業
- ◆ 店舗リフォーム工事補助事業
- ◆ 製造業市内回帰支援事業
- ◆ 頑張る商店街支援事業
- ◆ 企業立地促進事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
市の支援策を活用した新規創業者件数（計画期間内累計）	—	36 件
地元就職情報配信登録者数（年間）	27 人	200 人

### 関連する個別計画

- ◆ 創業支援事業計画
- ◆ 総合戦略



### ■ 現状と課題

- 本市には、熊野古道や紀州漆器、黒江の街並みを代表とする歴史的・文化的な観光資源が多くあるものの、県内主要観光地へ向かう中継地となっている現状であり、観光客の滞在時間の短さが課題となっています。
- 本市の観光資源の特徴を生かしたイベントの開催や取組を実施することで、観光地としての魅力の発信に努める必要があります。
- 亀池公園、温山荘公園、シモツピアーランドなど、市が管理する観光施設の老朽化が進み、計画的な改修が必要となっています。
- 「絶景の宝庫 和歌の浦」が日本遺産に認定されたことにより、構成要素である温山荘や黒江の街並み、藤白神社、熊野古道、長保寺等の効果的なPRを行うとともに、施設の整備や景観の保存に努める必要があります。

### ■ 施策の方針

- 歴史的・文化的資源や地場産業及び豊富な農水産資源を活用した体験観光など、地域の魅力ある観光資源を有効活用し、観光産業や地域の活性化につながる事業を推進します。
- テレビや雑誌、ICT技術等を活用し、積極的な観光情報の発信に努めます。
- 外国人観光客の増加や旅行者のニーズの多様化に対応した事業の展開を検討します。
- 市が管理する観光施設について、必要な改修等の実施を行うとともに、老朽化が進んでいる施設については、施設のあり方についての検討を行います。
- 日本遺産の構成要素を中心に、看板やパネルの設置、ホームページへの掲載等による広報を行います。また、施設管理者や自治会等と協議を行いながら、施設の改修・整備や景観の保存に努めます。



### 主な事業

- ◆ 漆器体験開催事業
- ◆ コンパクト観光圏形成事業
- ◆ 市観光協会運営事業
- ◆ 和歌の浦日本遺産活用推進事業
- ◆ 熊野古道等ハイキングイベント支援事業
- ◆ 観光情報発信事業
- ◆ 観光施設整備事業
- ◆ 道の駅整備事業【再掲】

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
市内主要観光施設への来館者数（年間）	212,672 人	250,000 人
物産観光センターの利用者数（年間）	46,078 人	50,000 人

### 関連する個別計画

- ◆ 総合戦略







## 心豊かな人を育む

基本施策 3-1 学校教育の充実

基本施策 3-2 生涯学習の充実

基本施策 3-3 文化の振興

基本施策 3-4 スポーツの振興

基本施策 3-5 人権尊重の推進

### ■ 現状と課題

- いじめや不登校など、様々な教育課題が生じている中、次代を担う子ども達の「生きる力（確かな学力や豊かな心、健やかな体）」を一層育む必要があります。
- 各学校において、子ども達の「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化する必要があります。
- 幼児・児童・生徒の交流や教職員の連携などを通して、幼稚園・小学校・中学校の円滑な接続を図る必要があります。
- 県内の中学生が減少する中、海南下津高等学校は、入学志願者の減少が課題となっています。
- これまで、校舎等の耐震化をはじめ空調設備の設置など教育環境の向上に努めてきましたが、引き続き、良好な教育環境の実現に向けた取組が必要です。
- これまでも学校の統合等に取り組んできましたが、少子化が進行している中で、小中学校の適正規模について引き続き検討する必要があります。

### ■ 施策の方針

- 教育内容の充実、指導方法の工夫改善等に一層取り組み、基礎・基本の定着と共に、思考力、判断力、表現力等を育成し、確かな学力の向上に努めます。
- 児童・生徒の道徳的心情や判断力、意欲、態度を養い、集団や社会の一員としてより良く生きようとする自主的・実践的な態度を育みます。
- いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応・早期解決の徹底を図ります。
- 運動の楽しさを実感し、運動への意欲を高める取組などにより、子どもの体力の向上に努めます。
- 自他の生命尊重の精神を育むことを重点に、防災・安全教育の充実を図ります。
- 英語活動・英語教育を通して、児童・生徒の国際理解を深め、国際感覚やコミュニケーション能力を育成します。
- 学校図書館司書の活用や公共図書館との連携を図り、読書環境を整備し、子どもの読書意欲の向上に努めます。
- 教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援をきめ細かく講じる特別支援教育の推進に努めます。
- 多様な体験活動等を通して、地域と積極的に関わりを持ち、郷土を愛する心を育む教育を推進します。
- 地域や社会の課題解決を主体的に担うことができるよう、社会的自立と社会参画の力を育む教育を推進します。



- 全員一斉給食による中学校給食を実施し、小中学校の9年間をつうじて、児童・生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解を深めるとともに、子育てにかかる保護者負担の軽減に努めます。
- 多様化する課題に適切に対応するため、教職員の研修等に取り組み、資質・能力の向上に努めます。
- 学校間や校種間の交流・連携、家庭・地域社会との連携に努め、家庭や地域に信頼される学校づくりに努めます。
- 県立高等学校の入学状況等を勘案し、海南下津高等学校の今後のあり方について検討します。
- 良好な教育環境の実現に向けた計画的な施設・設備の整備をはじめ、地域の実情に応じた学校の適正規模について引き続き検討します。

### 主な事業

- 預かり保育事業
- 教育相談事業
- 小学校英語活動推進事業
- 中学校給食導入事業
- 学校施設整備事業
- 学校適正規模の検討

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
読書が好きな市内児童・生徒の割合	70.1%	75.0%
全国学力・学習状況調査（小学校）における市内児童の平均正答率	全国平均 +3.6 ポイント	全国平均 +5.0 ポイント
全国学力・学習状況調査（中学校）における市内生徒の平均正答率	全国平均 +5.6 ポイント	全国平均 +7.0 ポイント
全国体力・運動能力等調査における市内児童・生徒の平均点数	46.1 点	50.0 点

### 関連する個別計画

- 教育大綱
- 学校教育指針

### ■ 現状と課題

- 値値観の多様化や高齢社会の到来など社会情勢が急速に変化する中、生涯をつうじた学習で自らの個性と能力を伸ばし、生きがいやゆとりのある生活を求める市民が増えています。
- 公民館活動は、市全域へと取組が拡大しつつあり、参加者も増加していますが、地区により、高齢化が進むなど課題が生じています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安や負担を感じる親が全国的に増えています。本市においても、育児・子育てに関する不安の軽減を図り、安心して子育てのできる環境を作っていくことが必要です。
- 高齢者が地域で活躍できるような仕組みとして「生涯学習人材バンク制度」を設けていますが、効果的に活用できていないため、制度の周知や活用促進を行う必要があります。
- 学校や地域、家庭などが連携し、補導・相談など、子ども達の非行防止及び健全育成に継続的に取り組む必要があります。
- 情報化の進展に伴い、インターネット等に含まれる有害情報に接する機会の増加、インターネット等の不適切な使用によるいじめや個人情報の拡散など様々な問題が発生していることから、青少年や保護者に対する啓発が必要です。

### ■ 施策の方針

- 生涯にわたって学習できる、魅力あるプログラムの提供に努め、幅広い世代の人々の自主的・主体的な学習活動を支援します。
- 公民館における各種講座等をつうじた交流を活発にするとともに、「生涯学習人材バンク制度」など生涯学習の成果を活用できる機会・環境づくりに取り組みます。
- 市民活動や生涯学習活動を活発にするため、庁舎跡地に整備予定の（仮称）市民交流施設内に各種教室やサークル活動が可能となる会議室等を整備します。
- 家庭や学校、地域との連携強化や指導・相談体制の充実に取り組み、青少年のいじめや非行防止、また、インターネット等の不適切な利用の防止など青少年の健全育成のための取組を進めます。
- 子育てひろば、ほっとカフェ等、子育て支援につながる事業を関係団体や地域住民との連携の下、実施します。



### 主な事業

- ◆ 生きがい教室事業
- ◆ 公民館運営事業
- ◆ 下津地域公民館活動事業
- ◆ (仮称) 市民交流施設整備事業
- ◆ 子育て支援ネットワーク事業
- ◆ 地域共育コミュニティ事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
市民一人当たりの生涯学習活動への参加回数（年間）	4.0 回	4.5 回

### 関連する個別計画

- ◆ 生涯学習推進計画



### ■ 現状と課題

- より豊かな人生を送るための活動源となるよう、様々な文化芸術活動の場を提供していくとともに、文化芸術活動団体の支援など、文化芸術を身近に感じられる環境づくりを行う必要があります。
- 市民の文化活動の拠点施設の一つである市民会館は、建設後50年以上が経過し、大変老朽化が進んでいます。
- 本市には、国宝・重要文化財に指定された歴史遺産が数多く存在し、受け継がれてきた民俗芸能や伝統行事もあります。その豊かな文化資産を適切に保護し、継承とともに、文化資産の価値を高めていく取組が必要です。
- 図書館は、地域の文化活動を支え、生活に必要な様々な情報を提供する施設であり、市民にとって身近で利用しやすい環境の整備が必要です。

### ■ 施策の方針

- 文化施設の適正な管理と文化芸術活動団体への活動支援により、自主的な文化芸術活動の振興に努めます。
- 市民会館は、老朽化による解体を予定していることから、その活動の受け皿となるよう、(仮称)市民交流施設の整備を進めます。
- 本市に存在する文化資産の適切な保護・保存に努めます。国指定史跡となった熊野参詣道については、保存活用計画の下、取組を進めます。
- 文化資産の利活用を図るとともに、文化資産の価値を高め、文化資産に対する意識の向上や誇り・愛情の醸成に努めます。
- 庁舎跡地に整備予定の(仮称)市民交流施設内に新たな図書館を設置し、既存図書館との連携により読書に親しむ機会を提供するとともに、多様なニーズに対応できるようサービスの充実に努めます。



### 主な事業

- ◆ 琴ノ浦温山荘保存整備事業
- ◆ (仮称) 市民交流施設整備事業【再掲】
- ◆ 国指定史跡・熊野参詣道（紀伊路）保存整備事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市民一人当たりの文化施設利用回数（年間）	1.74 回	2.35 回
市民一人当たりの図書館利用回数（年間）	1.63 回	2.12 回

### 関連する個別計画

- ◆ 子ども読書活動推進計画
- ◆ (仮称) 市民交流施設整備基本計画



## 政策目標3

## 心豊かな人を育む

### 基本施策3-4

## スポーツの振興

関係課：生涯学習課

### 現状と課題

- 健康づくりや生きがいづくりという観点から、より多くの市民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、環境整備に努める必要があります。
- 身近なところで気軽に運動する機会の増加を図り、運動の習慣付けによる健康増進・体力向上に取り組む必要があります。
- 競技スポーツの推進については、市体育協会などの関係機関と連携し、各競技団体によるスポーツ大会や指導者研修会等を実施するとともに、スポーツ施設のより一層の充実や環境整備に取り組む必要があります。

### 施策の方針

- 誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- 幼児期からの運動・遊びの奨励や子どもの運動の機会充実を図り、体力・運動能力の向上を図ります。
- 地域の特性を生かしたスポーツイベントなどを実施し、運動・スポーツをつうじた地域の活性化に努めます。
- 効果的かつ効率的な施設整備に努めます。
- スポーツ指導者の養成や確保に向けて、競技団体との連携を図ります。

### 主な事業

- ◆ 社会体育施設整備事業
- ◆ きのくに海南歩っとウォーク事業
- ◆ 子どもの体力向上事業
- ◆ 市民体育事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
スポーツイベント参加者数（年間）	9,256人	10,000人
社会体育施設利用者数（年間）	410,349人	415,000人

### 関連する個別計画

- ◆ スポーツ推進計画



政策目標3

心豊かな人を育む

基本施策3-5

## 人権尊重の推進

関係課：市民交流課

### 現状と課題

- 本市では、これまで「一人ひとりの人権が尊重される 心豊かなふれあいのあるまち」の実現を目指し、様々な人権啓発・教育に取り組んできましたが、引き続き、市民一人ひとりが人権問題を自らの問題であると認識し、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場で、人権尊重の取組を実践することが求められています。
- 男女の性別による固定的な役割分担意識が依然として残っていることから、市民の男女共同参画意識の更なる醸成・高揚が求められています。

### 施策の方針

- 地域の特性や学習ニーズに対応した多様な人権教育の実施に努めるとともに、多様な機会を捉えて、女性や子ども、高齢者、障害者等様々な人権問題についての啓発活動に取り組みます。
- 関係機関等との連携の下、人権に関する相談・支援体制の充実に努めます。
- 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発に取り組みます。
- 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡充に努めます。

### 主な事業

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ◆ 人権啓発事業     | ◆ かいなん人権フェスティバル開催事業   |
| ◆ 人権に関する相談事業 | ◆ 男（ひと）と女（ひと）のつどい開催事業 |

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市の審議会等に占める女性委員の割合	31.3%	40.0%
人権啓発イベントへの参加者数（年間）	3,751人	4,750人

### 関連する個別計画

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ◆ 人権施策推進行動計画 | ◆ 男女共同参画基本計画 |
|--------------|--------------|





## 安心なくらしを守る

基本施策 4-1 社会福祉の充実

基本施策 4-2 児童福祉の充実

基本施策 4-3 高齢者福祉の充実

基本施策 4-4 保健・医療の推進

基本施策 4-5 医療保険・年金制度の健全な運営

### ■ 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、地域との関わりの希薄化が進み、一人暮らしの高齢者や、障害者、ひとり親家庭など、手助けを必要とする人が増加するとともに、課題の内容も複雑化・多様化しています。
- 複雑化・多様化する生活課題等に対応するためには、行政サービスだけでは十分な対応が難しく、住民一人ひとりの理解と行動が必要となっています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、地域住民や事業者、行政、関係団体等が連携し、地域での支え合いの仕組みづくりを進める必要があります。
- 障害の有無に問わらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が求められています。
- 地域で自立した社会生活を送ることができるよう、障害者の特性に応じ、必要となる福祉サービスを提供するなど、支援体制の更なる充実が求められています。
- 今後、高齢化に伴う無年金・低年金高齢者層の増加などにより、生活保護受給者等の増加が予想されることから、生活困窮状態からの自立に向けた支援を行う必要があります。

### ■ 施策の方針

- 社会福祉協議会をはじめ、関係団体等との連携・協力をを行いながら、地域における福祉意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる人材・団体の育成や、支援体制の整備に努めます。
- 障害のある人や生活課題を抱える人などが必要な支援を受けられるよう、関係団体等との連携強化を図り、地域ネットワークの充実を図ります。
- 障害のある人の自立した生活と社会参加に向けた活動を推進していくため、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。
- 障害のある人が円滑に適切なサービスを利用できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、緊急の対応を要する障害者のための支援体制を構築します。
- 生活保護制度による支援を行うとともに、地域ネットワークを構築し、生活保護に至る前の生活困窮者の早期発見に努めるなど自立に向けた包括的な支援に取り組みます。



### 主な事業

- ◆ 社会福祉協議会補助事業
- ◆ 障害者自立支援給付事業
- ◆ 地域支援拠点整備事業
- ◆ 生活保護扶助事業
- ◆ 民生委員・児童委員活動事業
- ◆ 障害者地域生活支援事業
- ◆ グループホーム整備費補助事業
- ◆ 生活困窮者自立支援事業

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
福祉ボランティア登録者数	693 人	750 人
市内における設置サロン数	14 箇所	22 箇所

### 関連する個別計画

- ◆ 地域福祉計画
- ◆ 障害者基本計画
- ◆ 障害福祉計画



### ■ 現状と課題

- 本市の合計特殊出生率は、国全体の値や和歌山県全体の値を下回っており、仕事と子育ての両立への不安や経済的な負担の増大などのほか、本市の場合、未婚率の高さも原因の一つと考えられます。
- 地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、保育所だけでなく、ファミリーサポートセンターや子育て支援センター、学童保育など、子どもの年齢に合わせた十分な受入れ体制を確保する必要があります。
- 保育所・こども園における延長保育や一時保育、学童保育の実施など、子育て支援策を講じてきましたが、低年齢児の保育ニーズの高まりなどニーズが多様化する中で、施設の更なる充実に取り組む必要があります。
- 地域における人間関係の希薄化、ひとり親家庭の増加などにより家庭や地域の子育て力が低下しており、子育てに悩みを抱え、孤立する親が増加していることなどが児童虐待の発生要因の一つと考えられます。

### ■ 施策の方針

- 保育サービスの充実や保育環境の整備を進め、仕事と子育ての両立を支援することで、出生率の改善を目指します。
- 子育てに対する心身の負担や経済的負担を軽減するため、相談・支援体制の充実に取り組みます。
- 低年齢児保育や多様化する保育のニーズに対応するため、新たなこども園の整備や学童保育室の拡充に取り組みます。
- 乳幼児及び保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育て情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 結婚を希望する独身男女に出会いの機会を創出し、希望の実現を支援します。
- 児童虐待の未然防止・早期対応を図るため、地域・関係機関・団体等との連携強化に努めます。



### 主な事業

- ◆ 子ども医療費助成事業
- ◆ 学童保育事業
- ◆ 地域子育て支援センター運営事業
- ◆ ファミリーサポートセンター事業
- ◆ みらい子ども園整備事業
- ◆ 結婚促進事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
一時保育利用者数（年間）	186人	600人
地域子育て支援センター利用者数（年間）	10,083人	13,000人
ファミリーサポートセンター利用件数（年間）	1,553件	1,800件

### 関連する個別計画

- ◆ 子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 総合戦略



### ■ 現状と課題

- 本市の高齢者数は、平成30年度以降、なだらかに減少していくことが見込まれますが、高齢化率については市の総人口が年々減少しているため、今後も上昇する見込みとなっています。
- 認知症になっても安心して暮らせる地域を形成するため、認知症サポーターの養成や適切な医療・介護の提供等を行っていますが、地域住民や関係団体等の連携による支援体制の強化、また、認知症に対する正しい知識の普及が更に重要となっています。
- 要支援・要介護状態になることを防ぐため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ地域支援事業の充実を図っていますが、今後も要介護者等の増加が見込まれる中、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの提供体制を充実させる必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域での暮らしを続けることができるよう、各種サービスが切れ目なく提供されるとともに、相談体制の充実が必要となっています。
- 高齢者が、積極的に健康づくりや就労、趣味活動、地域活動等に取り組み、生涯現役で活躍できる環境を整える必要があります。
- 災害時も含め、要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備が必要です。
- 医療や介護を必要とする高齢者等は、今後、ますます増加していくことが見込まれ、現行の医療・介護サービスに加え、在宅医療・介護連携の必要性が高まっています。

### ■ 施策の方針

- 高齢者の在宅生活を支援するため、地域の支え合いの体制づくりを重視した生活支援サービスの整備事業に取り組みます。
- 高齢者が生きがいを持って生活ができるよう、心身機能の維持・向上が実現できる高齢者の居場所づくりを推進するとともに、ライフスタイルに応じた支援の充実を行います。
- 介護保険サービスの質の確保と保険料の適正化に努め、制度の健全な運営を図ります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における協議体や生活支援コーディネーターを活用し、民生委員、自治会、ボランティア団体等の連携を促進し、住み慣れた地域での支援体制づくりを進めます。
- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、支援体制や相談体制を構築し、認知症高齢者とその家族が安心して生活を送ることができる環境づくりを行います。
- 住み慣れた地域で医療・介護サービスを受けることができ、安心して生活できる環境を整えるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。



- 地域の医療・介護の関係者が参画する会議を開催し、現状の把握、課題の抽出、対応策を検討するとともに、相談の受付、研修等の取組を進めます。
- 介護保険サービスの提供体制の確保・充実を図るため、各事業の運営について見直しを行い、可能なものについては、民間へのアウトソーシングを検討します。

### 主な事業

- ◆ 介護予防・生活支援サービス事業
- ◆ 介護予防ケアマネジメント事業
- ◆ 認知症サポーター養成事業
- ◆ 在宅医療・介護連携推進事業
- ◆ いきいき介護予防事業
- ◆ 生活支援サービスの基盤整備事業
- ◆ 地域介護予防活動支援事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
認知症サポーター養成者数	5,487人	7,000人
介護予防自主活動グループ数	62グループ	74グループ

### 関連する個別計画

- ◆ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画



### ■ 現状と課題

- 生涯をつうじて元気で活動的に暮らすため、市民自らが自身の健康に関心を持ち、日常的に健康づくりを行うための環境づくりが必要です。
- 市民のライフステージに合わせた保健事業を実施しており、今後も、がん検診の受診意識高揚や、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導に努め、健康の保持・増進を促進する必要があります。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期をつうじて、母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、乳幼児健診、新生児訪問などの母子保健における健康診査、健康相談、訪問指導等の充実が求められています。
- 本市は、和歌山市、紀美野町との2市1町で「和歌山保健医療圏」を構成しており、将来にわたって安定した医療体制を確保するため、圏域内の医療機関が機能分担を進め、相互連携を強化する必要があります。
- 今後の国や県の医療行政の動向を見極めながら、地域の中核的な病院として、医療センターが担う機能や分野に対しては重点的に強化を進めるとともに、国保野上厚生総合病院など周辺の病院や開業医、その他関係機関と共に、地域医療の確保と相互連携の強化に取り組む必要があります。
- 本市及び周辺の救急医療体制については、休日の初期救急医療体制として当番医制を導入し、二次救急医療機関として、海南医療センターや国保野上厚生総合病院をはじめとする救急告示病院が重症患者に対応しています。
- 日常的な一般診療や初期救急などは開業医が中心を担っていますが、在宅医療については、その担い手や連携体制などについて多くの課題があります。

### ■ 施策の方針

- 健康寿命を延伸するため、ライフステージに応じた切れ目のない保健事業を推進するとともに、市民や地域、各種団体等と行政が協働し、市民一人ひとりや地域が主体となった健康づくりを推進します。
- 生活習慣の改善を図り、がんをはじめとする生活習慣病を予防するため、定期的な健康診査につながりやすい体制づくりや受診勧奨に取り組むとともに、健康意識の高揚に努めます。
- 妊娠や子育てについて、総合的に相談支援を提供する拠点整備に取り組むとともに、保健師等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援に努めます。
- 予防接種を円滑に接種できる体制をつくり、各種感染症の発生予防と拡大防止対策に取り組みます。



- 安心して出産できる体制の整備及び子どもの健康の確保のため、県や近隣市町及び関係機関との医療ネットワークを強化し、積極的な情報提供に努めます。
- 地域包括ケアシステム推進の観点から、公立病院・民間病院・開業医など、医療機関相互の機能・役割分担に加え、介護との連携に必要な体制づくりについて関係機関との協議を進めるとともに、地域保健を意識した事業を推進します。
- 休日当番医制や公立病院運営に対する費用負担など、地域医療の確保に必要な事業は継続しつつ、かかりつけ医を普及させるための利用のあり方についての啓発を行います。
- 病院事業（医療センター）は、急性期の入院機能を中心に担うこととし、地域関係機関との連携強化、院内での多職種連携による取組、医療スタッフの確保・研修、医療機器等の更新等に必要な投資を行い、質の向上を図りながら、安定した経営体制を構築します。

### 主な事業

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ◆ がん検診事業   | ◆ 特定健康診査事業          |
| ◆ 妊婦健康管理事業 | ◆ 乳幼児健康診査事業         |
| ◆ 予防接種事業   | ◆ 不妊治療費扶助事業         |
| ◆ 休日当番医制事業 | ◆ 子育て世代包括支援センター設置事業 |

### 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
かかりつけ医を持つ市民の割合	72.3%	80.0%
がん検診平均受診率	28.3%	50.0%
乳幼児健診受診率	99.3%	100%

### 関連する個別計画

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| ◆ 食育推進計画        | ◆ 健康増進計画「健康海南 21」          |
| ◆ 特定健康診査等実施計画   | ◆ 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) |
| ◆ 子ども・子育て支援事業計画 | ◆ 総合戦略                     |
| ◆ 海南医療センター改革プラン |                            |

**政策目標4****安心なくらしを守る****基本施策4－5****医療保険・年金制度の健全な運営**関係課：保険年金課**現状と課題**

- 国民健康保険は、国民皆保険の基盤を支え、地域医療の確保や被保険者の健康の保持増進に貢献していますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、年々医療費が増加する厳しい財政状況にあることから、将来にわたり安定した財政運営が求められています。
- 後期高齢者医療制度は、高齢者の適切な医療を確保するため、原則75歳以上の被保険者の医療費について、国民みんなで支える仕組みであり、和歌山県後期高齢者医療広域連合との更なる連携の下、将来にわたり安定した財政運営が求められています。
- 国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての国民が加入する制度ですが、未加入者も少なからず存在することから、日本年金機構との更なる連携の下、制度の周知と啓発を行うことで、加入を促進することが求められています。

**施策の方針**

- 国民健康保険は、平成30年度から都道府県と市町村が共に保険者として国民健康保険を運営することで、急激な医療費の増加などに対応し、制度の安定した運営を図ります。
- 国民健康保険税の収納率の向上と税率等の適正化に努めるとともに、レセプト点検の実施や後発医薬品の使用促進などの医療費適正化事業を推進し、制度の健全な運営を図ります。
- 後期高齢者医療制度は、和歌山県後期高齢者医療広域連合との更なる連携の下、市広報紙等による制度の周知を図りながら、安定した運営を図ります。
- 国民年金制度は、日本年金機構と協力・連携し、制度の必要性、重要性を啓発するとともに、制度改正についての周知やきめ細かな相談により、市民の年金受給権の確保に努めます。

**主な事業**

- ◆ 国民健康保険事業
- ◆ 後期高齢者医療事業
- ◆ 国民年金事業

**指標**

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
国民健康保険税の収納率	94.0%	95.0%
国民健康保険の後発医薬品使用割合	70.2%	80.0%



## まちの安全を確保する

基本施策 5-1 防災・減災対策の推進

基本施策 5-2 消防・救急体制の充実

基本施策 5-3 防犯・交通安全対策の推進

## 政策目標 5

まちの安全を確保する

### 基本施策 5－1

## 防災・減災対策の推進

関係課：総務課、危機管理課、建設課、都市整備課、管理課、高齢介護課

### 現状と課題

- 今後 30 年以内の発生確率が非常に高いとされる南海トラフ地震への備えが急務となっています。
- 地球温暖化による気候変動等から、大雨、洪水及び土砂災害等の発生リスクが高まっており、集中豪雨等による被害が全国各地で多発しています。
- 本市では、沿岸部において人口密度が高く、企業が集積していることや、内陸部においても山に囲まれた谷筋を河川が流れるところに多くの市民が住んでいる地形の特徴にも鑑みながら、地震による津波や、台風・大雨による河川の氾濫、土砂災害などの自然災害に備え、ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策が必要です。

### 施策の方針

- 大規模災害の発生を想定する中で、住宅等の耐震化やため池の減災対策、がけ崩れ・土石流等の土砂災害対策などを推進することにより防災性の向上を図りながら、災害に強いまちづくりを目指します。
- 災害時に、迅速かつ的確に活動できるよう、情報収集・伝達体制や避難収容体制等、各体制の整備・構築を計画的に実施し、災害応急活動の体制づくりの充実を図ります。
- 自主防災組織や関係機関等と連携した避難訓練の実施や、自主防災組織の活動支援、地域防災リーダーの育成など、地域防災力向上のための人づくりを進めます。
- 大規模災害等発生後の行政が機能不全に陥ることなく、迅速かつ適切に業務を遂行できる体制の整備・充実に努めます。

### 主な事業

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| ◆ 住宅耐震化事業             | ◆ ため池等災害危機管理対策事業           |
| ◆ 土砂災害対策事業            | ◆ 防災行政無線デジタル化事業            |
| ◆ 和歌山下津港係留施設整備事業      | ◆ 和歌山下津港海岸（海南地区）直轄海岸施設整備事業 |
| ◆ 津波避難場所等整備事業         | ◆ 避難行動要支援者台帳整備事業           |
| ◆ 備蓄物資整備事業            | ◆ 地域防災活動支援事業               |
| ◆ 自主防災組織育成事業          | ◆ 業務継続計画策定事業               |
| ◆ (仮称) 中央防災公園整備事業【再掲】 |                            |



## 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
備蓄物資の備蓄率	85.9%	100%
防災行政無線デジタル化工事進捗率	—	100%
重点地区防災訓練実施地区数（計画期間内累計）	—	9 地区
防災士資格取得者数	43 人	60 人

## 関連する個別計画

- ◆ 地域防災計画
- ◆ 津波避難計画
- ◆ 受援計画
- ◆ 耐震改修促進計画
- ◆ 備蓄計画



### ■ 現状と課題

- 消防・救急体制の強化のため、引き続き、計画的な消防施設・装備の充実や、消防職員・消防団員の資質向上に努める必要があります。
- 平成 27 年 4 月から、海南市・和歌山市・那賀消防組合・紀美野町の 4 消防本部が共同で指令業務を行っています。しかし、近年の災害の大規模化・多様化などに的確に対応するため、連携による消防力の更なる充実・強化が必要です。
- 消防団に加入する青年層が減少していることから、団員確保に向けた取組を進める必要があります。
- 救命率の向上のため、市民に対し応急手当の知識と技術の普及に努める必要があります。
- 火災は、市民の防火に関する意識により未然に防ぐことができるものが多いことから、防火指導や啓発により、市民の防火意識の向上に努める必要があります。
- 住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理について周知する必要があります。

### ■ 施策の方針

- 消防本部・消防団の施設・資機材及び消防水利施設を計画的に整備・更新します。
- 消防力の更なる充実・強化を図るため、近隣市町をはじめとする消防本部との広域連携について検討を行います。
- 救急救命士の養成や職員の専門的な教育訓練など、職員の資質向上に努めます。
- 青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練への派遣に努めるとともに、消防団協力事業所の普及など消防団の活性化・強化に努めます。
- 心肺停止傷病者に対し、すぐに応急手当を実施できる市民を更に多く養成するため、講習の充実に努めます。
- 住宅防火診断や防火指導、事業所や自主防災組織が行う消防訓練への立合い・指導、火災予防運動での啓発等により市民の防火防災意識の向上を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発を行います。



### 主な事業

- ◆ 消防施設等整備事業
- ◆ 消防大学校等派遣事業
- ◆ 応急手当普及啓発事業
- ◆ 消防広域連携強化事業
- ◆ 消防団活性化事業
- ◆ 火災予防推進事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
救命講習受講者数	6,657 人	8,200 人
消防訓練指導回数（年間）	47 回	55 回
消防団協力事業所数	7 事業所	11 事業所

### 関連する個別計画

- ◆ 消防計画



## 政策目標5

まちの安全を確保する

### 基本施策5-3

## 防犯・交通安全対策の推進

関係課：市民交流課

### 現状と課題

- 凶悪な殺人事件や窃盗、特殊詐欺等が全国的に発生する中、高齢者や子どもをはじめ、市民の安心・安全な日常生活を確保するため、市民と行政が一体となって、地域の防犯力の向上を図る必要があります。
- 悪徳商法による高齢者の被害が全国的に拡大する中、消費生活に関する正しい知識の習得をはじめ、消費者被害の未然防止を図るための意識啓発、相談支援体制の充実が求められています。
- 近年、本市における交通事故の発生件数・死傷者数は減少傾向にあるものの、依然として、高齢者や子ども等が被害に遭う交通事故が発生しているため、市民一人ひとりの交通安全意識の醸成・高揚を図る必要があります。

### 施策の方針

- 犯罪の未然防止及び防犯力の向上を図るため、地域における防犯灯の設置や、小学校・幼稚園・保育所等への防犯カメラの設置等により、防犯環境の整備に努めます。
- 海南警察署をはじめとする関係機関・団体との連携の下、街頭啓発活動等をつうじて、市民の防犯意識の醸成・高揚に取り組みます。
- 消費生活に関する正しい知識の習得及び消費者被害の未然防止を図るため、市の広報紙・ホームページ等による情報の発信、消費生活講座・出前講座の開催による意識啓発、相談・支援体制の一層の充実・強化に取り組みます。
- 交通事故のない社会を目指し、海南警察署をはじめとする関係機関・団体と連携を行い、交通安全運動、放置自転車対策など交通安全対策の一層の充実に取り組みます。

### 主な事業

- 防犯対策推進事業
- 消費者生活相談事業
- 交通安全啓発事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市内犯罪認知件数（年間）	230 件	180 件
市内交通事故件数（年間）	112 件	100 件

### 関連する個別計画

- 交通安全計画



## 持続可能な行財政運営

基本施策 6-1 開かれた市政の推進

基本施策 6-2 協働のまちづくり

基本施策 6-3 効果的・効率的な行財政運営

## 政策目標 6

## 持続可能な行政運営

### 基本施策 6-1

# 開かれた市政の推進

関係課：総務課、企画財政課、管財情報課

## 現状と課題

- 広報紙をはじめ、ホームページやフェイスブックなど、市政の情報を市民に分かりやすく伝えられるよう様々な手段で情報を発信してきました。
- 市からの一方的な広報活動だけではなく、市政懇談会や市政目安箱などの広聴活動にも取り組み、市民の声を市政に反映する仕組みの確立に努めてきました。
- 情報公開制度を適正に運用するとともに、あらゆる行政サービスの提供を円滑に行うため、より効率的な公文書管理が必要です。
- 開かれた市政を展開していくためには、積極的な情報公開と共に、市民の市政への関心を高める取組が重要です。

## 施策の方針

- 広報紙やホームページ、電子メール、フェイスブック等のSNSなどの媒体を活用し、新鮮な情報を、広く市内外に、より分かりやすく、より親しみやすく発信します。
- 市民が市政に提言できる手段の確保や、市民との情報共有に努めます。
- 公文書については、ファイリングシステムによる管理を徹底し、市民との共有知的資源として、適正な保存・活用に努めます。
- 個人情報の保護を図りつつ、市民ニーズに合った情報公開制度の運用に努めます。
- 市が保有する情報を、市民や企業が自由に利活用できるよう、オープンデータとしての公開を進めます。

## 主な事業

- ◆ ホームページ運営・管理事業
- ◆ フェイスブック運用事業
- ◆ 市政懇談会事業
- ◆ 市政目安箱事業
- ◆ 統計かいなん作成事業
- ◆ オープンデータ基盤整備・利活用推進事業

## 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
市ホームページへのアクセス件数（年間）	791,638 件	960,000 件
オープンデータ公開件数	7 件	50 件

## 関連する個別計画

- ◆ 総合戦略



政策目標 6

持続可能な行財政運営

基本施策 6-2

協働のまちづくり

第2部

基本  
計  
画第3章  
基本  
施  
策  
・  
政  
策  
目  
標  
6持  
続  
可  
能  
な  
行  
財  
政  
運  
営

関係課：企画財政課、市民交流課

### ■ 現状と課題

- 人口減少、生活様式の変化、価値観の多様化、核家族化の進展などにより、地域のつながりが希薄化し、地域の相互扶助機能が低下しつつあります。
- 地域の身近な問題については、地域住民が互いに協力して助け合い、地域で解決するという市民主体によるまちづくりの実践が求められています。
- 複雑化・多様化する市民ニーズに対し柔軟に対応できるよう、協働のまちづくりに対する意識の高揚を促し、市民・NPO団体・企業・行政等が一体となってまちづくりに取り組むことが重要となっています。

### ■ 施策の方針

- 地域コミュニティの活性化を図るため、自治会活動への支援に取り組みます。
- 地域社会における自治会の必要性や重要性に対する市民の認識を深めます。
- 市民主体のまちづくり活動を推進するため、市民・NPO団体等の活動機会の創出に努めます。
- 市民協働指針を策定し、協働のまちづくりについての意識の醸成・高揚を図ります。

### ■ 主な事業

◆ 自治会活動支援事業

◆ 市民協働指針策定事業

### ■ 指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H32)
協働によるまちづくりに参加したいと考えている市民の割合	42.8%	50.0%

### ■ 関連する個別計画

◆ 総合戦略

### 現状と課題

- 本市では、行政改革を進め、多様なニーズ・課題に適切に対応するよう努めてきましたが、今後、人口減少による税収の落ち込みなどが予想される中で、より効率的な行政運営が求められています。
- 依然として厳しい財政状況にある中で、優先すべき事業の精査など、徹底した取組の見直しと収入の確保による財政基盤の強化が重要となっています。
- 施設の老朽化が進み、また、人口減少による施設等の需要の変化が見込まれる中で、長期的な視点に立って、公共施設の配置を検討する必要性があります。
- ＩＣＴの活用による市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図る一方で、個人情報の漏えいなどが大きな社会問題となっているため、徹底した情報管理が重要となっています。
- 組織の適正な定員管理に努めるとともに、行政に対する様々な需要に対応できる職員の育成や、効果的な人事配置に取り組む必要があります。
- 業務の効率化、生産性の高い組織づくりを目指し、職員の意識改革や働き方の改善を進める必要があります。
- 本市単独では対応が難しい課題に対し、近隣市町との連携による取組を進めていく必要があります。
- 本市は、県下9市のうちで高い市税収納率ですが、今後も、自主納税の推進や滞納整理を強化するとともに、課税対象の正確な把握に努め、賦課・徴収部門が一体となって税収の確保に努める必要があります。

### 施策の方針

- 中長期的な財政見通しに基づく予算編成と適正な執行管理により、持続可能な行財政運営を目指します。また、民間活力の活用や財源確保に向けた新たな取組について検討します。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総量削減や、効率的な施設の維持管理に努めます。
- 円滑な庁舎移転に努め、新庁舎が市民に親しまれる庁舎となるよう取組を進めます。
- 庁舎移転等、環境変化に円滑に対応できる柔軟な組織を目指し、必要に応じて組織機構のあり方を検討します。
- 利用しやすい窓口を目指し、個人番号カードの有効活用を図るなど、効率的なサービスの向上に努めます。
- 公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の整備を行い、災害時の情報収集に活用するとともに、観光客の利便性の向上に取り組みます。



- マイナンバー制度における市民の利便性を向上させるため、個人番号カードの普及を推進します。
- 個人情報の漏えいや滅失等の事故を防ぐため、職員の情報セキュリティ意識の向上を継続的に図ります。
- 質の高い行政サービスを維持しつつ、適正な定員管理に努めます。また、人事評価制度の運用により、人件費の適正化と職員の職務遂行能力、目標達成に向けた意欲の向上をバランス良く発展させるよう取り組みます。
- 職員の能力開発や意識改革につながる研修を実施し、仕事と家庭生活の両立を実現できる環境を整えるとともに、女性職員が活躍しやすい職場を目指します。
- 社会状況の変化に対応しながら、近隣市町をはじめとした他の自治体との連携強化を推進します。
- 市民の市税納付に対する意識の向上に努めます。

### 主な事業

- ◆ 行政改革推進事業
- ◆ 公有財産管理事業
- ◆ 新庁舎整備事業
- ◆ 公衆無線ＬＡＮ整備事業
- ◆ 連携中枢都市圏形成事業

### 指標

指標名	現状値（H28）	目標値（H32）
個人番号（マイナンバー）カード取得率	9.2%	25.0%
市税収納率	99.3%	99.5%

### 関連する個別計画

- ◆ 総合戦略
- ◆ 行政改革プラン
- ◆ 公共施設等総合管理計画



## 資料編

---





## 1 策定経過

日 程	内 容
平成 28 年 5 月 18 日	第 1 回総合計画策定本部会議（策定方針、第 1 次総合計画総括等）
5 月 27 日	第 1 回総合計画策定委員会（策定方針、第 1 次総合計画総括等）
6 月 7 日	第 1 回総合計画審議会（策定方針等）
6 月 30 日	第 2 回総合計画策定本部会議（各調査等）
7 月 7 日 ～ 7 月 29 日	中学生アンケートの実施 ※市内の中学 3 年生 417 人 子育て世代アンケートの実施 ※子育て世代の方 1,191 人 ・市立保育所・幼稚園・認定こども園に通う児童の保護者 ・子育て支援センターに参加する保護者
7 月 15 日 ～ 7 月 29 日	市民意識調査の実施 ※市内在住の 18 歳以上の方 2,000 人
8 月 4 日	各種団体ヒアリングの開催 ※全 14 団体 自治関係（1 団体）、民生関係（5 団体）、 教育・文化・スポーツ関係（2 団体）、青年・女性関係（3 団体）、 産業関係（3 団体）、
10 月 28 日	第 3 回総合計画策定本部会議 (第 1 次総合計画総括、各調査結果、基本構想素案等)
11 月 11 日	第 4 回総合計画策定本部会議（基本計画素案等）
11 月 25 日	第 2 回総合計画審議会（第 1 次総合計画総括、各調査結果、基本構想素案等）
平成 29 年 1 月 20 日	第 5 回総合計画策定本部会議（基本計画素案等）
1 月 31 日	第 3 回総合計画審議会（基本計画素案等）
3 月 24 日	第 4 回総合計画審議会（計画素案等）
4 月 14 日	第 6 回総合計画策定本部会議（計画素案等）
5 月 3 日 ～ 5 月 19 日	市民アンケート調査（成果指標現状値の把握）の実施 ※市内在住の 18 歳以上の方 2,000 人
5 月 31 日	第 5 回総合計画審議会（計画素案等）
6 月 8 日	市議会 6 月定例会へ海南省総合計画条例を提案
6 月 23 日	第 7 回総合計画策定本部会議（計画案等）
6 月 29 日	市議会 6 月定例会で海南省総合計画条例が可決
7 月 6 日	議員説明会（計画案等）
7 月 7 日	第 6 回総合計画審議会（計画案等）
7 月 8 日 ～ 7 月 27 日	パブリックコメントの実施（計画案）
7 月 14 日	議員説明会（計画案等）
7 月 31 日	第 8 回総合計画策定本部会議（計画案等）
8 月 1 日	第 7 回総合計画審議会（答申案）
8 月 4 日	総合計画審議会から第 2 次総合計画の答申
9 月 7 日	市議会 9 月定例会へ第 2 次海南省総合計画を提案
9 月 19 日	市議会 9 月定例会で第 2 次海南省総合計画が可決

## 2 海南市総合計画審議会

### (1) 委員名簿

敬称略

役職	氏名	団体等名称
会長	森口 佳樹	和歌山大学 教授
副会長	神出 勝治	海南商工会議所 会頭
委員	中西 恒雄	下津町商工会 副会長
委員	馬田 行雄	一般社団法人 海南青年会議所 理事長
委員	森西 淳起	商店街振興組合連合会 代表理事
委員	次本 圭吾	ながみね農業協同組合 代表理事組合長
委員	岡室 好典	自治会連絡協議会 会長
委員	下津 喜久男	老人クラブ連合会 会長
委員	妻木 茂	民生委員児童委員協議会 会長
委員	岩崎 伊佐子	女性団体連絡協議会 会長
委員	中西 泰弘	P T A連合会 会長
委員	張間 広子	N P O法人 子育て・あそびサポートぱお 理事長
委員	金川 龍一	一般社団法人 海南医師会 会長
委員	谷本 忠信	身体障害者連盟 会長
委員	辻 敏弘	社会教育委員
委員	花畠 重靖	海南文化協会 会長
委員	瀬川 穎彦	体育協会 会長
委員	坂口 晶子	公募委員
委員	池原 弘貴	公募委員
委員	中西 康介	公募委員
前副会長	上中 翳郎	海南商工会議所 前会頭
前委員	加藤 和也	一般社団法人 海南青年会議所 前理事長
前委員	中野 文夫	自治会連絡協議会 前会長
前委員	立石 裕代	民生委員児童委員協議会 前会長
前委員	柏原 真弓	女性団体連絡協議会 前会長

## (2) 質問・答申



海総企第132号

平成29年5月31日

海南市総合計画審議会

会長 森口佳樹様

海南市長 神出政巳

第2次海南市総合計画の策定について（質問）

第2次海南市総合計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求める。

平成29年8月4日

海南市長 神出政巳様

海南市総合計画審議会

会長 森口佳樹

第2次海南市総合計画について（答申）

平成29年5月31日付け海総企第132号で質問のありました第2次海南市総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

この答申は、審議の過程において各委員から出された意見を反映したものでありますので、その内容を十分に踏まえ、基本構想に掲げた将来像「元気ふれあい 安心のまち 海南」の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

### 3 関係規定

#### （1）海南省総合計画条例

平成 29 年 6 月 29 日

条例第 11 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の行政運営の根幹となる総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総合計画 将来を展望し、長期にわたる本市の行政運営の根幹となるものであり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- （2）基本構想 本市の将来像及びまちづくりの目標並びにこれらを達成するために必要な施策の大綱を定めるものをいう。
- （3）基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。

（総合計画の策定）

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（総合計画の位置付け）

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

（審議会への諮問）

第 5 条 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは全面的な変更に当たっては、海南省総合計画審議会条例（平成 17 年海南省条例第 167 号）第 1 条に規定する海南省総合計画審議会（次条において「審議会」という。）に諮問するものとする。

（議会の議決）

第 6 条 市長は、審議会の答申を受け、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（総合計画の公表）

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（海南省総合計画審議会条例の一部改正）

- 2 （略）



## (2) 海南省総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 15 日

条例第 167 号

### (設置)

第1条 海南省総合計画条例（平成 29 年海南省条例第 11 号）第 5 条の規定による市長の諮問に応じ、同条例第 2 条第 1 号に規定する総合計画の策定又は変更について調査審議するため、海南省総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

### (任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するときまでとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の会議出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 21 日条例第 20 号）抄

### (施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### (3) 海南省総合計画策定本部設置要綱

平成 17 年 7 月 27 日  
訓令第 92 号

#### (設置)

第 1 条 本市に海南省総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 本部は、市長の命を受け、海南省総合計画（以下「計画」という。）を策定する。

#### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (本部の会議)

第 5 条 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

#### (委員会)

第 6 条 本部に、第 2 条に規定する所掌事務を円滑に推進するため、海南省総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、別表第 2 に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を担任する。
  - (1) 計画原案の策定に関すること。
  - (2) 計画に関する調査及び研究に関すること。
  - (3) 計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画に関し特に必要な事項に関すること。

#### (委員会の運営)

第 7 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会における審議の経過、結果等について本部の会議で報告する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員会の会議)

第 8 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

#### (庶務)

第 9 条 本部及び委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。



## (委任)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 18 年 4 月 1 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 44 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 21 年 5 月 23 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

## 附 則 (平成 22 年 4 月 1 日訓令第 24 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 25 年 4 月 1 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 26 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 27 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

病院事業管理者、教育長、消防長、くらし部長、まちづくり部長、会計管理者、水道部長、議会事務局長、教育次長

## 別表第 2 (第 6 条関係)

総務課長、管財情報課長、市民交流課長、危機管理課長、社会福祉課長、高齢介護課長、保険年金課長、子育て推進課長、健康課長、環境課長、産業振興課長、都市整備課長、建設課長、管理課長、下津行政局長、業務課長、医療センター事務長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、消防本部総務課長

## 4 指標一覧

### 政策目標 1 快適なくらしを支える

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
身近な道路が整備されていると感じている市民の割合	総合計画市民アンケート	61.1%	70.0%
快適な居住環境が整っていると感じている市民の割合	総合計画市民アンケート	31.8%	37.0%

#### 基本施策 1-1 道路・交通網の整備

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
コミュニティバス利用者数（年間）	コミュニティバスの年間利用者数	23,419 人	32,000 人
市道改良率	規格改良済延長÷実延長×100	39.5%	40.0%

#### 基本施策 1-2 良質な住環境の整備

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
空家の利用促進に係るPR活動実施回数（年間）	市内外のイベント等におけるPR活動の実施回数	—	5回
海南駅東土地区画整理事業進捗率	海南駅東土地区画整理事業費の執行額÷全体事業費×100	36.9%	49.8%
地籍調査進捗率	地籍調査累計実施面積÷調査対象面積×100	78.9%	95.8%

#### 基本施策 1-3 河川・排水路の整備

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
排水ポンプの新設・更新基数（計画期間内累計）	平成29年度から32年度までにおける排水ポンプの新設・更新基数の合計	—	5基



### 基本施策 1-4 環境の保全

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
汚水処理率	汚水処理施設整備人口 ÷ 市人口 × 100	34.0%	42.4%
市民一人1日当たりのごみ排出量	年間ごみ総排出量（ごみ総処理量 + 集団回収量）÷ 市人口 ÷ 365 日	1,022g	980g
再資源化されているごみの割合	資源化されたごみの量（直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量）÷ 年間ごみ総排出量（ごみ総処理量 + 集団回収量）× 100	14.5%	20.0%

### 基本施策 1-5 水の安定供給

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
水道施設改修箇所数 (計画期間内累計)	平成 29 年度から 32 年度までにおける海南水道及び下津水道施設の整備数の合計	—	18 箇所
有収率	年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100	77.4%	78.0%

## 政策目標 2 まちの元気をつくりだす

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市内の農林水産業が活性化していると感じている市民の割合	総合計画市民アンケート	37.6%	40.0%
市内の商工業が活性化していると感じている市民の割合	総合計画市民アンケート	13.2%	20.0%

### 基本施策 2-1 農林水産業の振興

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市の支援策による新規就農者数 (計画期間内累計)	平成 29 年度から 32 年度までにおける青年就農給付金受給者及び準農家制度を活用して新規農業参入した者の数の合計	—	24 人
優良農地の確保面積	農業振興地域の整備に関する法律に基づく優良農地の確保面積	2,087.1ha	2,176.7ha

## 基本施策 2-2 商工業の振興

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市の支援策を活用した新規創業者件数（計画期間内累計）	平成 29 年度から 32 年度までにおける創業促進サポート事業及び店舗リフォーム工事補助事業を活用して新規創業を行った件数の合計	—	36 件
地元就職情報配信登録者数（年間）	コミュニケーションアプリケーション「LINE」により配信する就職支援情報「海南市で働く！」への新規登録者数	27 人	200 人

## 基本施策 2-3 観光の振興

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市内主要観光施設への来館者数（年間）	市内主要観光施設（観光庁が実施する観光入込客統計調査の対象施設）に訪れた観光客数の合計	212,672 人	250,000 人
物産観光センターの利用者数（年間）	物産観光センターの利用者数	46,078 人	50,000 人

## 政策目標 3 心豊かな人を育む

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
小中学校の教育に対する保護者の満足度	児童・生徒の保護者を対象とするアンケート	84.5%	87.0%
生涯学習活動に取り組む市民の割合	総合計画市民アンケート	59.1%	70.0%



### 基本施策 3-1 学校教育の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
読書が好きな市内児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙	70.1%	75.0%
全国学力・学習状況調査（小学校）における市内児童の平均正答率	全国学力・学習状況調査における小学校6年生（国語A、国語B、算数A、算数B）の平均正答率	全国平均 +3.6 ポイント	全国平均 +5.0 ポイント
全国学力・学習状況調査（中学校）における市内生徒の平均正答率	全国学力・学習状況調査における中学校3年生（国語A、国語B、数学A、数学B）の平均正答率	全国平均 +5.6 ポイント	全国平均 +7.0 ポイント
全国体力・運動能力等調査における市内児童・生徒の平均点数	全国体力・運動能力等調査における市内児童・生徒（全8種目）の平均点数	46.1点	50.0点

### 基本施策 3-2 生涯学習の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市民一人当たりの生涯学習活動への参加回数（年間）	生涯学習課（公民館等を含む）が実施する講座やイベントなどの参加者数÷市人口	4.0回	4.5回

### 基本施策 3-3 文化の振興

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市民一人当たりの文化施設利用回数（年間）	市が所管する文化施設の利用者数÷市人口	1.74回	2.35回
市民一人当たりの図書館利用回数（年間）	市が所管する図書館等の利用者数÷市人口	1.63回	2.12回

### 基本施策 3-4 スポーツの振興

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
スポーツイベント参加者数（年間）	市等が実施する主なスポーツイベントの参加者数	9,256人	10,000人
社会体育施設利用者数（年間）	市が所管する社会体育施設の利用者数の合計	410,349人	415,000人

### 基本施策 3-5 人権尊重の推進

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市の審議会等に占める女性委員の割合	女性委員数 ÷ 市の審議会等の委員数 × 100	31.3%	40.0%
人権啓発イベントへの参加者数（年間）	市が実施する人権啓発イベントへの参加者数	3,751 人	4,750 人

### 政策目標 4 安心なくらしを守る

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
子育てしやすいまちだと感じている保護者の割合	小学校 1 年生の保護者を対象とするアンケート	86.6%	88.0%
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	総合計画市民アンケート	70.9%	85.0%

### 基本施策 4-1 社会福祉の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
福祉ボランティア登録者数	海南市ボランティアセンターへの個人及びグループの登録者数（重複登録を含まない）	693 人	750 人
市内における設置サロン数	市内における設置サロン数	14 箇所	22 箇所

### 基本施策 4-2 児童福祉の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
一時保育利用者数（年間）	保育所等における一時保育利用者数	186 人	600 人
地域子育て支援センター利用者数（年間）	地域子育て支援センター利用者数	10,083 人	13,000 人
ファミリーサポートセンター利用件数（年間）	ファミリーサポートセンター利用件数	1,553 件	1,800 件



### 基本施策 4-3 高齢者福祉の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
認知症サポーター養成者数	認知症サポーター養成講座受講者数	5,487 人	7,000 人
介護予防自主活動グループ数	介護予防に資する自主活動グループ数	62 グループ	74 グループ

### 基本施策 4-4 保健・医療の推進

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
かかりつけ医を持つ市民の割合	総合計画市民アンケート	72.3%	80.0%
がん検診平均受診率	各がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つ）の受診率（受診者÷受診対象者×100）の平均	28.3%	50.0%
乳幼児健診受診率	受診者÷受診対象者×100 ※受診者数と受診対象者数については、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診の全ての人数を合計	99.3%	100%

### 基本施策 4-5 医療保険・年金制度の健全な運営

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
国民健康保険税の収納率	国民健康保険税の収入済額÷国民健康保険税の調定済額×100（現年分）	94.0%	95.0%
国民健康保険の後発医薬品使用割合	本市国民健康保険被保険者が使用した後発医薬品の数量÷（後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量）×100	70.2%	80.0%

## 政策目標5 まちの安全を確保する

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
防災・減災対策に対する市民の満足度	総合計画市民アンケート	41.3%	45.3%
火災・救急搬送・救助の体制に対する市民の満足度	総合計画市民アンケート	53.7%	60.0%

### 基本施策 5-1 防災・減災対策の推進

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
備蓄物資の備蓄率	現状の備蓄数 ÷ 海南市備蓄計画に掲げる目標値 × 100	85.9%	100%
防災行政無線デジタル化工事進捗率	防災行政無線デジタル化工事費の執行額 ÷ 全体事業費 × 100	—	100%
重点地区防災訓練実施地区数（計画期間内累計）	平成29年度から32年度までにおける重点地区訓練実施地区合計数	—	9地区
防災士資格取得者数	自主防災組織補助金を活用して防災士の資格を取得した人数	43人	60人

### 基本施策 5-2 消防・救急体制の充実

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
救命講習受講者数	市が実施する救命講習を受講した人数	6,657人	8,200人
消防訓練指導回数（年間）	市内自主防災組織及び市内事業所への消防訓練指導回数	47回	55回
消防団協力事業所数	消防団協力事業所として認定した事業所数	7事業所	11事業所

### 基本施策 5-3 防犯・交通安全対策の推進

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市内犯罪認知件数（年間）	海南警察署の犯罪情勢に基づく、市内における犯罪認知件数	230件	180件
市内交通事故件数（年間）	海南警察署の交通（人身）事故概況に基づく、市内における交通事故件数	112件	100件



## 政策目標6 持続可能な行財政運営

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市からの情報提供に満足している市民の割合	総合計画市民アンケート	52.4%	60.0%
効率的な行政が行われていると感じている市民の割合	総合計画市民アンケート	35.8%	50.0%

### 基本施策 6-1 開かれた市政の推進

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
市ホームページへのアクセス件数（年間）	市ホームページのトップページへのアクセス数	791,638 件	960,000 件
オープンデータ公開件数	オープンデータとして市ホームページに公開した件数	7 件	50 件

### 基本施策 6-2 協働のまちづくり

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
協働によるまちづくりに参加したいと考えている市民の割合	総合計画市民アンケート	42.8%	50.0%

### 基本施策 6-3 効果的・効率的な行財政運営

指標名	指標の算出方法（計算式等）	現状値（H28）	目標値（H32）
個人番号（マイナンバー）カード取得率	個人番号カード申請者数÷市人口×100	9.2%	25.0%
市税収納率	市税の収入済額÷市税の調定済額×100（現年分）	99.3%	99.5%

## 5 用語解説

### ア 行

#### ●アウトソーシング

より効果的・効率的にサービスの提供を行うため、行政機関等が行っている業務を民間企業等の外部組織に委託すること。

#### ●空き家バンク

空家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報を、ホームページ等に掲載し、空家の利用希望者へ提供する制度。

#### ●預かり保育

保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間の終了後や長期休業中等に、幼稚園において一時的に在園児を預かる制度。

#### ●生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子ども達に身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3要素からなる力。

#### ●インフラ

「下支えするもの」を意味する英単語「インフラストラクチャー」の略で、交通、通信、電力、水道、公共施設など社会基盤として整備される施設。

#### ●オープンデータ

行政機関等が保有するデータを公開し、営利・非営利を問わず自由に二次利用できる仕組みや概念。

#### ●汚水処理率

汚水処理施設(合併処理浄化槽等)により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。

### 力 行

#### ●介護予防・日常生活支援総合事業

従来(平成28年度以前)、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等多様なサービス、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等、また、市町村の独自施策や民間企業により提供される生活支援サービスなども活用することにより、要支援者等の能力を最大限生かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを提供する事業。

#### ●介護予防ケアマネジメント

要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

#### ●改良率

道路構造令(道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令)の規定に適合した道路延長の全道路延長に対する比率。

#### ●かかりつけ医

一過性の急性疾患(風邪や腸炎等)などの日常的な初期診療や症状の安定した慢性疾患の治療・管理をつうじ、必要に応じて専門医や専門医療機関への紹介、入院時の連携窓口になるとともに、予防や健康管理など医学的な相談などに身近で対応する医師。

#### ●学校図書館司書

学校図書館に関する業務を専ら担当する職員のこと。法令上は「学校司書」と呼ばれる。また、「司書教諭」とは異なる。

#### ●合併処理浄化槽

水洗トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂などからの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。

#### ●株式会社まちづくり海南

平成15年度に設立。地域振興などを目的として、公共性と事業性を持ちながら活動する会社。

#### ●救急救命士

救急車などの搬送途上で緊急事態に救急救命処置を施すことを主業務とし、心肺停止状態の傷病者や血圧の下がった傷病者、低血糖の傷病者に対して医師の指示の下に輸液等の必要な救急救命処置を行う国家資格を受けた者のこと。

#### ●救急告示病院

「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8条)」に基づき、救急隊による搬送患者に対処する救急病院又は救急診療所として県知事より認定された医療機関。



### ●協議体

地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワーク。

### ●行財政改革

社会経済情勢の変化に対応して、行政組織の効率化や経費削減等を行いながら、限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的・効率的に活用して行政運営を行っていくための取組。

### ●共生

文化や価値観の違いなどを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方。

### ●協働

市民と行政など、異なる主体が同じ目的のために協力して活動すること。

### ●行政措置（空家関連）

空家法に定義される「特定空家等」の所有者等に対し、行政が法の趣旨に沿って、指導、勧告、命令等を行うこと。

### ●業務継続計画

災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画。

### ●グループホーム

障害者施策において、地域で共同生活を営むことができる障害者が、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、共同生活を営む住居。

### ●グローバル化

ものごとの規模が国家の枠組みを超え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

### ●健康寿命

介護を受けたり、病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間。

### ●後期高齢者医療制度

平成20年度から始まった日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。根拠法は「高齢者の医療の確保に関する法律」。

### ●公共交通ネットワーク

交通の利便性を向上させるため、各種交通機関同士を連携・連動させ、ネットワークとしてつなぎ合わせるシステムのこと。

### ●合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

### ●耕作放棄地

高齢化や過疎化による人手不足などで、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。

### ●公衆無線LAN

公共施設等に設置された装置を利用して、無線でインターネット接続できる技術やサービスのこと。一般的にはWi-Fi（Wireless Fidelity）と呼ばれる無線通信規格が用いられる。

### ●広聴

行政機関などが広く一般の人の意見や要望などを聴くこと。

### ●交通弱者

自動車中心の社会において、自ら運転することができず、日常的な移動に不自由を強いられる人。又は交通事故の被害に遭いやすい人。

### ●後発医薬品

ジェネリック医薬品ともいい、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ、比較的安価で提供される医薬品。

### ●高付加価値化

素材に高い価値を追加すること。

### ●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる様々な相談等に対応し、切れ目なく支援する総合相談窓口。

### ●こども園

教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つてお、3～5歳の子どもは、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育と一緒に利用することができる施設。

### ●コミュニティ

居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。

### ●コミュニティバス

地域の住民の利便向上を図ることなどを目的とし、主に路線区間を定期的に運行する乗合バス。

### ●コンパクト観光圏

観光客が徒歩やレンタサイクル等で周遊できる一定の範囲における観光資源をつなぎ合わせ、ネットワーク化を図った、魅力ある観光地域のこと。

## サ 行

### ●再資源化

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラス・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。

### ●サロン

誰もが気軽に立ち寄ることができる身近な地域での交流や仲間づくりの場所のこと。

### ●自主防災組織

「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

### ●自助、共助、公助

- 【自助】自分でできることは自らの力で行うこと。
- 【共助】地域や近隣の人々が互いに協力し助け合うこと。
- 【公助】自助・共助では解決できないことについて、国や都道府県、市町村などが支援を行うこと。

### ●市政目安箱

市政運営や政策決定の参考にするため、市民の意見等を伺う制度。

### ●就労支援

就労意欲があるものの、何らかの理由により就労していない人に対する支援。

### ●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なく有効に使用することで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

### ●生涯学習

人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるため、主体的に学び続けることをいう。

### ●生涯スポーツ

生涯をつうじて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ」をいう。

### ●消費者被害

商品やサービスの購入、使用に伴う身体的被害や経済的被害をいう。

### ●消防水利

消火栓や防火水槽など、消防活動の際に利用できる水源。

### ●初期救急

救急患者を最初に受入れて初期診療を行うとともに、手術や入院が必要な重症患者に対しても、適切な後方医療機関へ転送する役割。

### ●食育

様々な経験をつうじて「食」に関する知識とバランスのよい「食」を選択する力を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践できる力を育むこと。

### ●新エネルギー

太陽光や風力、バイオマス、地熱、水力、海洋資源等から生成され、絶えず補充される自然のプロセスに由来する「再生可能エネルギー」のうち、経済性の面から普及が十分でなく、その導入を図ることが特に必要なもの。

### ●スケールメリット

規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

### ●ストックマネジメント

既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る手法。古くなったという理由から施設を解体して新築(改築)を繰り返す、いわゆる「スクラップ＆ビルド」とは異なり、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築などの判断を行い、建築物の長寿命化を図りながら、適切な維持管理を行うこと。



### ●ストックヤード

資源ごみ等を一時的に保管する場所。

### ●生活困窮者自立支援

様々な課題により経済的に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階から生活の自立に向けて行う支援。

### ●生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

### ●生活習慣病

食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が、発症・進行に関与する病気（心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、がんの一部など）のこと。

### ●生活道路

その地域の人々が通勤・通学など日常生活上利用する道路。

### ●選択と集中

限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用し、必要な行政サービスを的確に提供していくため、優先的な公共サービス分野を選択し、資源を集中することで、効果的・効率的なまちづくりと行財政運営に努め、持続可能なまちを目指す考え方。

## タ 行

### ●多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

### ●団塊の世代

第二次世界大戦後の日本において、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。この前後の世代に比べて特に人口が多い。作家の堺屋太一氏がその著書の中で命名。

### ●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。

### ●地域おこし協力隊

都市地域などから地方に移住して地域の活性化を目的に活動する者を自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。

### ●地域子育て支援センター

主に就学前の子どもとその家族が気軽に集い交流する中で、親の子育てへの不安や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図るために設置する拠点。

### ●地域福祉

誰もが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、様々な主体（行政・事業者・NPO・ボランティア・住民など）が連携し、制度の充実とともに、人と人のつながりや協働を大切にすることで、自治と共生のまちをつくっていくこと。

### ●地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する仕組み。

### ●地域防災力

地震や豪雨といった自然現象による被害の発生を防ぐ又は最小限にとどめる社会（地域）の力。災害リスクの予測評価と理解、被害の未然防止対策の実行、災害発生後の応急対応や復旧・復興に対する準備、対策を推進する地域の力。

### ●地産地消

主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費すること。

### ●当番医制

休日等の初期救急（比較的軽症の患者）に対応するため、医師会等の医療機関が順番に当番となり診療にあたる制度。

### ●特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

## ●都市計画道路

都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、まちの骨格的な役割を果たす道路のこと。

## ●都市公園

都市公園法第2条に規定する公園又は緑地をいう。

## ナ 行

### ●南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から四国を越えて宮崎県沖に達する南海トラフを震源とする地震で、東海地震、東南海地震、南海地震などのマグニチュード8クラスの地震のこと。また、「南海トラフ巨大地震」は、実際に発生したことを見つけておらず、発生頻度は極めて低いが、南海トラフ地震に加え、更に広域の震源域で地震が発生した場合の最大クラスの地震をいう。

### ●二次救急

初期救急医療機関からの転送患者を含め、緊急の手術や入院治療を必要とする重症救急患者を受入れる役割。

### ●日本遺産

文化庁が2015年度に創設。有形・無形の文化財により、地域の歴史や文化の特色を分かりやすく表現した「ストーリー」を認定する。海外への魅力発信や地域活性化を図るのが目的。

### ●認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなつたために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態。

### ●認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守る人のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

### ●認定外道路

開発区域内等にあり、生活道路として周辺住民が利用しているにも関わらず、認定基準を満たさないなどの理由で、市道として認定を行っていない道路。

## ●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市町村が認定した農業者。税制や融資の面で支援措置を受けることができる。

### ●農商工連携

農林水産業と商工業等との連携。

## ハ 行

### ●犯罪認知件数

警察が把握した犯罪の発生数。警察官は、通報を受けて現場に行き、事件と判断すれば被害者から被害届の提出を受けて認知件数として計上する。

### ●避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障害者などのうち、災害発生時に、自ら避難することが困難で、避難の際に支援を要する者。

### ●ファイリングシステム

文書の私物化の排除、検索性の向上、文書のライフサイクル(作成・取得→保存→廃棄)の円滑化等を目的とした、文書の管理方法。

### ●フェイスブック

インターネット上の交流をつうじて社会のネットワークを構築する、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つ。

### ●ブラッシュアップ

磨き上げること。

### ●防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における災害対策に係る事務などについて、円滑な通信の確保を図るとともに、併せて、平常時に一般行政事務に使用する無線局。

### ●防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者。

### ●（地域）防災リーダー

地域の自主防災組織や企業などで、防災の中心的な担い手となる者。

### ●ほ場

農産物を育てる場所である、田や畠、果樹園のこと。



### ●ポテンシャル

潜在的に持っている可能性としての力。潜在能力。

## マ 行

### ●マイナンバー制度

社会保障・税番号制度。複数の国の行政機関や地方公共団体に存在する特定の個人の情報を、同一人であるとの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。

### ●まち・ひと・しごと創生法

平成26年11月に「急速に進む人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する」ことを目指すために制定された法律。

### ●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員であり、ボランティアとして活動する。住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める。また、児童委員を兼ねており、子ども達を見守るとともに、子育てに関する相談や支援を行う。

## ヤ 行

### ●有収率

給水する水量のうち料金として収入のあった水量の比率。数値が高いほど施設の効率性が良いといえる。

### ●優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

## ラ 行

### ●ライフステージ

人の人生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。

### ●ライフライン

水道や電気、ガス、電話など、日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称のこと。

### ●レセプト

医療機関が医療費の保険負担分を自治体等に請求する際に発行する、診療報酬明細書のこと。

### ●連携中枢都市圏

国の連携中枢都市圏推進要綱に基づき、人口減少・少子高齢化等が進む中で、近隣の市町村との連携により一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。

### ●6次産業化

農林漁業者等が、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## ワ 行

### ●ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。

## アルファベット

### ●ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。

### ●NPO

非営利組織（Non Profit Organization）の略。社会問題の解決や社会的サービスの提供などを目的とした活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

### ●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上の交流をつうじて社会のネットワークを構築するサービス。

### ●U J I ターン

Uターン、Jターン、Iターンの頭文字を取ってできた言葉。Uターンは、進学や就職のため出身地から地域外へ出た後、出身地に戻ること。Jターンは、進学や就職のため出身地から地域外へ出た後、出身地の近隣地域に戻ること。Iターンは、出身地に関わらず、住みたい地域を選択して移り住むこと。

### ●Wi-Fi

Wireless Fidelity の略。無線 LAN の標準規格を示す名称、ブランド名。Wi-Fi（無線 LAN）を使うことで、LAN ケーブルを使わずにインターネットにつなぐことができる。



## 第2次海南省総合計画



海 南 市

編集 総務部 企画財政課